

点検評価ポートフォリオ 名古屋市立大学

2022 年 5 月

はじめに

本学は、名古屋薬学校と名古屋市立女子高等医学専門学校を源流とし、1950年に医学部、薬学部からなる公立大学として設置された。2006年4月、地方独立行政法人法に基づいて名古屋市を設立団体とする公立大学法人名古屋市立大学を設立し、現在では、医学部、薬学部、経済学部、人文社会学部、芸術工学部、看護学部、総合生命理学部の7学部、7研究科からなる総合大学に発展してきた。さらに、2021（令和3）年4月の名古屋市立東部・西部医療センターの附属病院化により、全国の国公立大学では最大規模の約1,800床を擁する附属病院群となった。

本学は、基本的な理念を「全ての市民が誇りに思う・愛着の持てる大学をめざす」とし、市民によって支えられる市民のための大学として、知の創造と継承をめざして真理を探究し、それに基づく教育によって社会の発展に貢献する人材を育成すること、広く市民、行政などと連携、協働して知の拠点として魅力ある地域社会づくりに貢献するとともに、教育・研究の成果を社会に還元することによって、私たちのまち名古屋の大学と実感される、全ての市民が誇りに思う愛着の持てる大学として活動することを使命としている。2006年の法人化以降、基本的な理念に基づいた中期目標、及びその達成のために策定した中期計画に従って、毎年度、年度計画を策定し、その実施に努めている。本学における自己点検・評価の実施については、「名古屋市立大学自己評価等の実施に関する規程」に基づき、全学の組織である「自己点検・評価委員会」（委員長：理事長）を設置し、認証評価、中期目標・中期計画・年度計画の達成・実施状況の点検・評価や、法人評価委員会による評価結果に基づく対応策の検討・実施に関する責任主体としている。また、各研究科に自己点検・評価を行う委員会を設置し、全学と各研究科を有機的に関連させ、内部質保証に係る全学体制を整えている。併せて、認証評価を受審するた

めに必要な自己評価等の実施に関する事項の調査、審議を行うことを目的として、各研究科の教員等を構成員とする自己点検・評価小委員会を設置している。今回の認証評価受審にあたっては、自己点検・評価委員会及び同小委員会を中心に本点検評価ポートフォリオをとりまとめた。各所属において自己点検、改善を繰り返し行っており、改善策を検討中の事項は速やかに実施していくこととしている。

本学では、第一期中期目標期間中である2010（平成22）年度に初めて認証評価を受審し、大学評価・学位授与機構より、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、同機構が定める大学評価基準を満たしているとの評価を受けた。また、第二期中期目標期間中の2016（平成28）年度にも認証評価を受審し、大学基準協会より同協会の定める大学評価基準に適合していると認定された。受審の際に指摘された事項については、自己点検・評価委員会のもと各所管部局において改善を図り、2019年7月に改善報告書としてとりまとめ、報告している。

現在、本学は第三期中期目標期間（2018～2023年度）であり、同期間の教育及び研究に関する実績の評価にあたっては、認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価結果を踏まえることとしている。同期間終了年度の前年度である本年度に認証評価を受審し、結果を第四期中期目標及び中期計画等に反映させていく予定である。

目次

大学の概要	2
大学の目的	5
I 「基準1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料	
イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (①大学)	8
(②大学院)	10
ロ 教員組織に関すること (①大学)	12
(②大学院)	14
ハ 教育課程に関すること (①大学)	16
(②大学院)	18
ニ 施設及び設備に関すること	20
ホ 事務組織に関すること	22
ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること	24
ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること	26
チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること	28
リ 財務に関すること	30
ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること	32
II 「基準2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料	35
取組み1 「全学的な語学教育改革」	37
取組み2 「大学満足度調査に基づく教育改善の取り組み」	38
取組み3 「学修成果に関する分析の取り組み」【学習成果】	39
取組み4 「研究力分析による戦略的な研究施策の推進の取り組み」	40
取組み5 「総合大学としての特性を活かした分野横断的な研究体制の構築」	41
III 「基準3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料	43
取組み1 「医学・薬学・看護学部の連携による教育研究の取り組み」	45
取組み2 「都市政策研究センターにおける活動」	46
取組み3 「産学官共創イノベーションセンターにおける取り組み」	47
取組み4 「脳神経科学研究所を中心とした名古屋市医療施策に対する研究の取り組み」	48
取組み5 「SDGs 推進の取り組み」	49
認証評価共通基礎データ	51

大学の概要

(1) 大学名

名古屋市立大学

(2) 所在地

桜山(川澄)キャンパス：名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄 1

滝子(山の畑)キャンパス：名古屋市瑞穂区瑞穂町字山の畑 1

田辺通キャンパス：名古屋市瑞穂区田辺通 3-1

北千種キャンパス：名古屋市千種区北千種 2 丁目 1-10

(3) 学部等の構成

学 部：

医学部、薬学部、経済学部、人文社会学部、芸術工学部、看護学部、総合生命理学部（全7学部）

研究科：

医学研究科、薬学研究科、経済学研究科、人間文化研究科、芸術工学研究科、看護学研究科、理学研究科
（全7研究科）

附属施設等：

総合情報センター、高等教育院、ダイバーシティ推進センター、キャリア支援センター、共用機器センター、保健管理センター、全学実験動物センター、国際交流センター、社会連携センター、都市政策研究センター、産学官共創イノベーションセンター、医療心理センター、SDGsセンター

附属研究所等：

医学部附属病院、医学部附属東部医療センター、医学部附属西部医療センター、脳神経科学研究所、実験動物研究教育センター、不育症研究センター、アイソトープ研究室、共同研究教育センター、先端医療技術イノベーションセンター、創薬基盤科学研究所、臨床薬学教育研究センター、東海臨床薬学教育連携センター、薬工融合推進センター、東海薬剤師生涯学習センター、経済研究所、人間文化研究所、環境デザイン研究所、生物多様性研究センター

(4) 学生数及び教職員数（令和4年5月1日現在）

学生数：4,685名（学部生：3,915名、大学院生：770名）

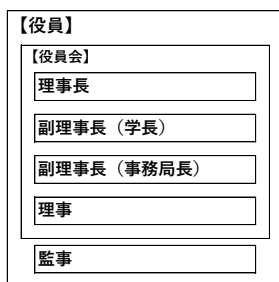
教職員数：3,707名（教員：683名、事務職員：348名、技術職員：2,676名（役員13名除く））

(5) 理念と特徴

本学は、全ての市民が誇りに思う・愛着の持てる大学をめざすことを基本的な理念としている。

名古屋市を設立団体とする公立大学法人名古屋市立大学は、市民によって支えられる市民のための大学として、知の創造と継承をめざして真理を探究し、それに基づく教育によって社会の発展に貢献する人材を育成する。あわせて、広く市民、行政などと連携、協働して知の拠点として魅力ある地域社会づくりに貢献するとともに、教育・研究の成果を社会に還元することによって、私たちのまち名古屋の大学と実感される、全ての市民が誇りに思う愛着の持てる大学として活動することを使命とする。

(6) 大学組織図

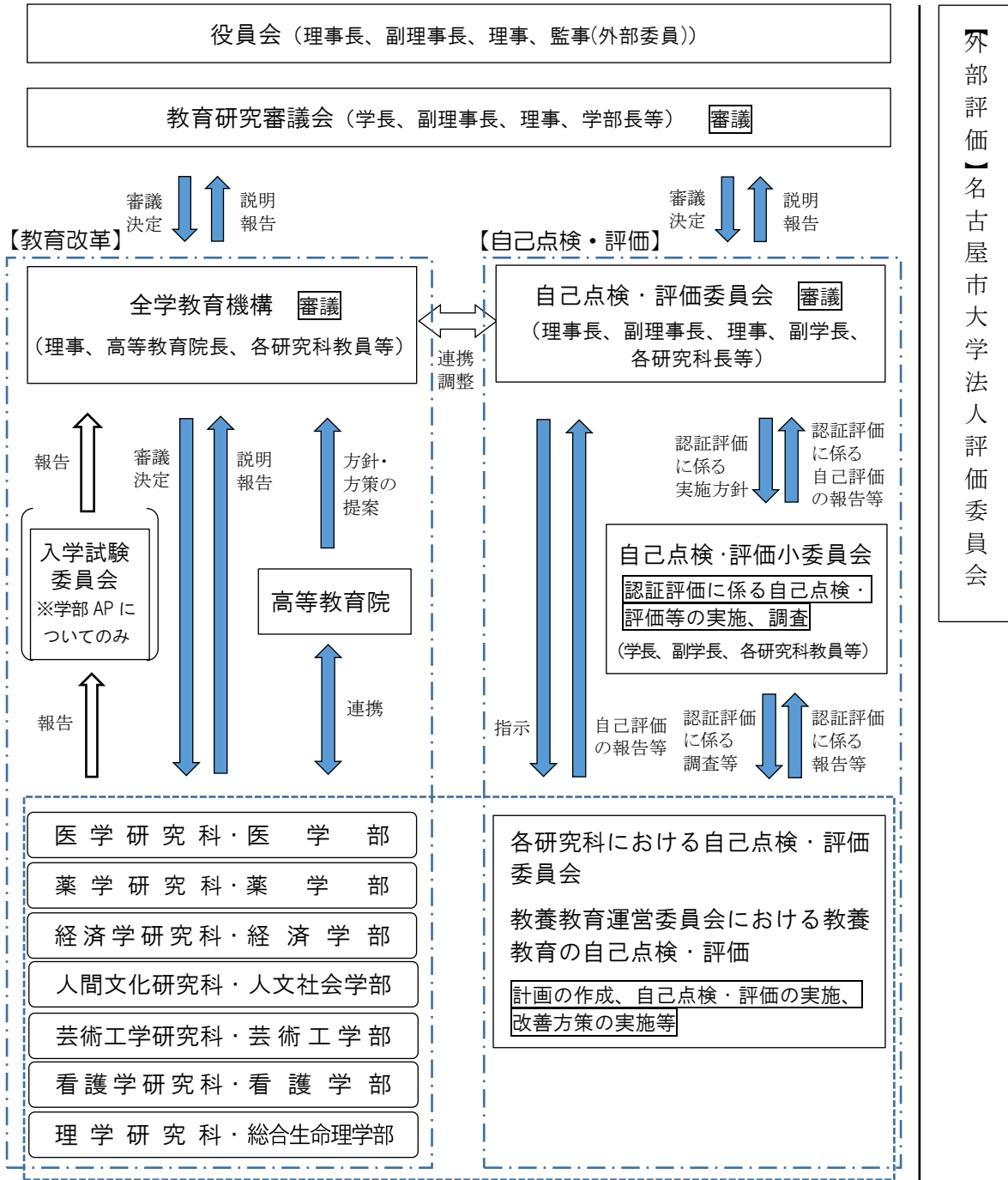


監査室



※本学ウェブサイトに[組織図](#)を掲載しています。

(7) 内部質保証体制図



大学の目的

公立大学法人名古屋市立大学定款、名古屋市立大学学則及び大学院学則において、本法人及び本学の目的を定めている。

公立大学法人名古屋市立大学定款

(目的)

第1条 この公立大学法人は、大学を設置し、及び管理することにより、知の創造と継承を理念として、真理の探究とそれに基づく教育により優れた人材を育成するとともに、広く市民と連携し、協働することを通じて地域社会及び国際社会にその成果の還元を図ることにより、社会文化の向上と人類福祉の増進に寄与することを目的とする。

名古屋市立大学学則

(目的)

第1条 名古屋市立大学（以下「大学」という。）は、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、もって社会文化の向上と人類福祉の増進に寄与することを目的とする。

名古屋市立大学大学院学則

(目的)

第1条 名古屋市立大学大学院（以下「大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

I 「基準1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 目的

本学は、名古屋女子医科大学と名古屋薬科大学を統合し、医学部と薬学部の2学部を有する大学として1950(昭和25)年に設立された。その後、2006(平成18)年に法人化し、公立大学法人名古屋市立大学に移行した。大学の目的については、定款第1条及び大学学則第1条に定めている。その目的のもとで、医学部、薬学部、経済学部、人文社会学部、芸術工学部、看護学部、総合生命理学部の7学部を設け、「人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的に関する規程」において、各学部の目的を定めている。また、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの3つのポリシーについては、2019(令和元)年に策定した「名古屋市立大学教学マネジメント基本方針」にも記載のとおり、ディプロマ・ポリシーに基づいてカリキュラム・ポリシーを策定し、そのうえで、これら2つのポリシーをもとに、アドミッション・ポリシーを定めている。3つのポリシーは、各学部の人材の養成及び教育研究上の目的に定められている内容を具体化するものとなり、各学部が3つのポリシーに沿って教育ができるよう、常に自己点検に努めている。

2) 学部・学科

本学では、一貫して地域に開かれ、広く市民と連携し、協働をしてきた。科学・技術・芸術・文化・産業・経済の発展と医療・健康福祉の向上に寄与し、それぞれの分野で、知性と教養に溢れ、創造力に富んだ次世代を担う有為な人材を輩出している。大学学則第2条においては、医学部をはじめとする7学部の設置を定めており、さらに、各学部1～3学科の設置も定めている。また、上記のとおり有為な人材を輩出するため、学科再編等も行って、近年では、2012(平成24)年に芸術工学部において学科再編をし、2013(平成25)年には、人文社会学部において人間科学科を心理教育学科に名称変更している。また、2018(平成30)年には総合生命理学部を設置した。

3) 収容定員

収容定員は、大学学則第12条において学科ごとに定めており、入学者数が入学定員を大幅に超える又は下回る状況にはない。学長、副学長、学長補佐、各学部長等で構成する全学の入学試験委員会(以下、「全学入試委員会」という)、また、全学入試委員会のもとに入学試験実施に必要な各種委員

会・委員を組織し、適正に定員管理を行っている。併せて、入学・収容定員や入学者数のみならず、受験者数、合格者数、合格辞退者数、追加合格数等を公表し、受験生・高校教員等への情報提供に努めている。

入学者数が入学定員を大幅に下回る状況にはないものの、受験生に各学部・学科の魅力が伝わるよう、各学部によるパンフレット作成やオープンキャンパスのほか、高校生に大学での学びを体験してもらう事業等について積極的に取り組んでいるところである。

4) 名称

本学では、常に時代の変化を機敏に捉え、グローバルな視点で魅力ある教育を行い、次世代をリードできるバランス感覚に優れた人材を育成しており、本学を目指す受験生等が適切な進路を選択できるよう、「人材の養成に関する目的及び教育研究上の目的」を踏まえた適切な学部・学科名称としている。例えば、以下のとおり、当該学科入学後にどのような教育を提供するかを明確にしている。

(例:芸術工学部産業イノベーションデザイン学科)

教育研究上の目的

産業イノベーションデザイン学科においては、機械・電気工学、情報工学などを基盤とし、グラフィック、プロダクトなど産業デザインに関わる専門能力を養うための理論と実践の教育を行うこと。

5) 総括

本学では、大学及び各学部の目的を達成するために必要な教育研究上の組織を設けている。次世代を担う有為な人材の輩出に資するよう、学部・学科については適切に組織され、また、定員管理も適正に行っている。組織の名称についても、それぞれの目的を踏まえて、分かりやすく、適切なものとしている。特に、現状、入学者数が入学定員を大幅に下回る状況にはないが、適正に定員管理が続けられるよう、高大連携事業の推進や広報活動をはじめ、積極的に本学の魅力アピールに取り組んでいるところである。

自己評価結果	当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	受験生等が適切な進路を選択できるよう適切な学部・学科名称としている。
改善を要する点	なし

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料（リンク）
	教育基本法	
①	第七条（大学） 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。	公立大学法人名古屋市立大学定款 第1条(目的) 名古屋市立大学学則 第1条(目的)
	学校教育法	
②	第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。 ② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。	(同上)
	大学設置基準	
③	第二条（教育研究上の目的） 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。	人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的に関する規程
④	第三条（学部） 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適当な規模内容を有し、教員組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。	名古屋市立大学学則 第2条(学部及び学科) 認証評価共通基礎データ
⑤	第四条（学科） 学部には、専攻により学科を設ける。 2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。	(同上)
⑥	第五条（課程） 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。	(該当せず)
⑦	第十八条（収容定員） 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十七条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。 2 収容定員は、教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。 3 大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。 ※ 入学定員の超過率については、平成十五年文部科学省告示第四十五号、平成二十七年文部科学省告示第百五十四号を参考とすること	名古屋市立大学学則 第12条(学生定員) 認証評価基礎共通データ 名古屋市立大学入学試験委員会規程 入学試験実施結果 (昼夜開講制、外国の学部・学科については該当せず)
⑧	第四十条の四（大学等の名称） 大学、学部及び学科（以下「大学等」という。）の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。	公立大学法人名古屋市立大学定款 第2条(名称) 名古屋市立大学学則 第2条(学部及び学科) 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的に関する規程

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (②大学院)

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 目的 本学は、定款第 1 条及び大学院学則第 1 条において大学院の目的を定めている。その目的のもとで、医学研究科、薬学研究科、経済学研究科、人間文化研究科、芸術工学研究科、看護学研究科、理学研究科の 7 研究科を設け、「人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的に関する規程」において、各研究科の目的について、その課程ごとに定めている。また、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの 3 つのポリシーについては、その目的を達成することを目指し、学部同様、2019(令和元)年に策定した「教学マネジメント基本方針」に従って、学部との一貫教育を意識しながら常に自己点検に努めている。</p> <p>2) 大学院の組織 本学では、大学院学則第 2 条において、医学研究科をはじめとする7研究科の設置を定めている。また、同第 3 条では課程について定めており、医学研究科には修士課程及び博士課程、その他の6研究科には博士課程を置くこととしている。さらに、同第 6 条では専攻について定め、医学研究科博士課程の 4 専攻を最大に、学生に分かりやすく、明確な専攻名としている。また、再編等も必要に応じて行っており、近年では、2013(平成 25)年に、薬学研究科に他大学院との共同大学院である共同ナノメディシン科学専攻を設置したほか、2018(平成 30)年に総合生命理学部が設置されたことに伴って、これまでシステム自然科学研究科であった名称を、2020(令和 2)年に理学研究科に名称変更している。</p> <p>3) 収容定員 収容定員は、大学院学則第 7 条において研究科・専攻ごとに入学定員とともに定めている。大学院入学試験については、各研究科の入学試験委員会を中心に、適切に試験を実施し、適正に定員管理を行っているが、学力等の質を維持しつつ適正な定員充足率を確保するため、入試結果の分析・検証を行う等の改善も行っている(後述)。併せて、入学・収容定員のみならず、現在員数、学位授与数等を公表し、在学生(学部生)や受験生等への情報提供に努めている。 「認証評価共通基礎データ」にあるように、年度や研究科によるばらつきはあるものの、研究科全体の入学定員充足率は、まだ秋入学の結果が反映されていない2022(令和4)年度を除き80%以上を維持している。しかし、研究科によっては定</p>	<p>員未充足が続いており、さらなる改善の必要性を認識していることから、受験生等により魅力を感じてもらうため、また、有能な人材を輩出するため、研究科の中にコースを設けて指導している。近年の特徴的なコースとしては、2016(平成 28)年に経済学研究科に医療経済マネジメントコース、2017(平成 29)年に人間文化研究科に臨床心理コース、2020(令和 2)年に経済学研究科に経営者コースをそれぞれ開設している。また、毎年度、各課程・コースの志願倍率、合格率、試験成績等のデータを用いて入試結果を分析・検証し、改善策を含め全学で共有しているほか、研究科合同の大学院説明会の開催や SNS による各研究科説明会や出願開始案内等の広報活動も実施している。</p> <p>4) 名称 受験生等が適切な進路を選択できるよう、「人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的に関する規程」に定められたそれぞれの目的を踏まえた適切な研究科・専攻名称としている。例えば、以下のとおり、当該専攻入学後にどのような教育を提供し、人材を育てるのか明確にしている。 (例:薬学研究科 共同ナノメディシン科学専攻) 教育研究上の目的 共同ナノメディシン科学専攻においては、薬学と工学を融合した教育研究を通じ、医療関連ナノ技術等の最先端の開拓に貢献できる人材を養成すること及び情報発信を行うこと。 人材の養成に関する目的 共同ナノメディシン科学専攻においては、ナノマテリアル・ナノデバイス関連分野に対する深い学識と技術、問題解決及び課題設定の能力を有し、創業をはじめ機能性食品・化粧品などの産業分野の発展に貢献できる人材を養成すること。</p> <p>5) 総括 本学では、大学院及び各研究科の目的を達成するために必要な教育研究上の組織を設けている。また、各研究科・専攻も適切に組織され、実情に合わせて名称変更等も行っている。 定員管理については、適正に行っている一方で、定員未充足が続いている研究科もあるため、大学全体で研究科の在り方を考える(例:入学者選抜に関する検証)等して、定員充足について取り組んでいる。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>当該評価事項に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	<p>受験生等により魅力を感じてもらうため、また、有能な人材を輩出するため、研究科の中に特徴的なコースを設けて指導している。</p>
<p>改善を要する点</p>	<p>なし</p>

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第九十九条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。</p> <p>② 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。</p>	<p>公立大学法人名古屋市立大学定款 第1条(目的) 名古屋市立大学大学院学則 第1条(目的) (専門職大学院については該当せず)</p>
	大学院設置基準	
②	<p>第一条の二(教育研究上の目的) 大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。</p>	<p>人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的に関する規程</p>
③	<p>第二条(大学院の課程) 大学院における課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程(学校教育法第九十九条第二項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。)とする。</p> <p>2 大学院には、修士課程、博士課程及び専門職学位課程のうち二以上を併せ置き、又はそのいずれかを置くものとする。</p>	<p>名古屋市立大学大学院学則 第3条(研究科の課程) (専門職大学院の課程については該当せず)</p>
④	<p>第三条(修士課程) 修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。</p> <p>2 修士課程の標準修業年限は、二年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、二年を超えるものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を一年以上二年未満の期間とすることができる。</p>	<p>名古屋市立大学大学院学則 第3条(研究科の課程) 第6条(構成) 第8条(標準修業年限) 第11条の2(長期履修) 第15条(課程修了の要件)</p>
⑤	<p>第四条(博士課程) 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。</p> <p>2 博士課程の標準修業年限は、五年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、五年を超えるものとする。</p> <p>3 博士課程は、これを前期二年及び後期三年の課程に区分し、又はこの区分を設けないものとする。ただし、博士課程を前期及び後期の課程に区分する場合において、教育研究上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、前期の課程については二年を、後期の課程については三年を超えるものとする。</p> <p>4 前期二年及び後期三年の課程に区分する博士課程においては、その前期二年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。前項ただし書の規定により二年を超えるものとした前期の課程についても、同様とする。</p> <p>5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、第三項に規定する後期三年の課程のみの博士課程を置くことができる。この場合において、当該課程の標準修業年限は、三年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、三年を超えるものとする。</p>	<p>名古屋市立大学大学院学則 第3条(研究科の課程) 第6条(構成) 第8条(標準修業年限) 第11条の2(長期履修) 第15条(課程修了の要件)</p>
⑥	<p>第五条(研究科) 研究科は、専門分野に応じて、教育研究上の目的から組織されるものであつて、専攻の種類及び数、教員数その他が大学院の基本となる組織として適当な規模内容を有すると認められるものとする。</p>	<p>人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的に関する規程 名古屋市立大学大学院学則 第2条(組織) 第6条(構成) 認証評価共通基礎データ</p>
⑦	<p>第六条(専攻) 研究科には、それぞれの専攻分野の教育研究を行うため、数個の専攻を置くことを常例とする。ただし、教育研究上適当と認められる場合には、一個の専攻のみを置くことができる。</p> <p>2 前期及び後期の課程に区分する博士課程においては、教育研究上適当と認められる場合には、前期の課程と後期の課程で異なる専攻を置くことができるものとする。</p>	<p>名古屋市立大学大学院学則 第6条(構成) 第7条(学生定員)</p>
⑧	<p>第十条(収容定員) 収容定員は、教員組織及び施設設備その他の教育研究上の諸条件を総合的に考慮し、課程の区分に応じ専攻を単位として研究科ごとに定めるものとする。</p> <p>2 前項の場合において、第四十五条の規定により外国に研究科、専攻その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を明示するものとする。</p> <p>3 大学院は、教育研究にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。</p>	<p>名古屋市立大学大学院学則 第7条(学生定員) 認証評価共通基礎データ (外国に設ける組織については該当せず)</p>
⑨	<p>第二十二条の四(研究科等の名称) 研究科及び専攻(以下「研究科等」という。)の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。</p>	<p>名古屋市立大学大学院学則 第2条(組織) 第3条(研究科の課程) 第6条(構成) 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的に関する規程</p>

□ 教員組織に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 教授会

各学部、各研究科に教授会を置き、原則、毎月定例開催とし、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与、その他教育研究に関する重要な事項等について審議を行っている。

教授会の組織は、学部及び研究科ごとの状況を踏まえ、准教授や講師を加えるなど、適切かつ十分な審議を行うための体制を整えており、各教授会規程において規定している。

例：(経済学部)教授会は、学部の教授、准教授および専任の講師をもって組織する。

2) 教員組織の編成

教育研究の実施にあたっては、各学部にて教務や学生支援、その他必要な各種委員会等を組織し、各教員の役割を明確にするとともに、組織的な連携体制を構築している。

3) 教員の構成

<教員年齢構成> 2022(令和4)年5月1日現在

※上段:人数、下段:割合

学部	～30代	40代	50代	60代	計
医	117	185	121	36	459
	25.5%	40.3%	26.4%	7.8%	100%
薬	14	18	14	8	54
	25.9%	33.3%	25.9%	14.8%	100%
経済	2	16	17	3	38
	5.3%	42.1%	44.7%	7.9%	100%
人文 社会	4	15	12	7	38
	10.5%	39.5%	31.6%	18.4%	100%
芸術 工学	6	7	9	9	31
	19.4%	22.6%	29.0%	29.0%	100%
看護	7	13	14	3	37
	18.9%	35.1%	37.8%	8.1%	100%
理	0	8	10	6	24
	0%	33.3%	41.7%	25.0%	100%
高等 教育	0	0	1	0	1
	0%	0%	100%	0%	100%
計	150	262	198	72	682
	22.0%	38.4%	29.0%	10.6%	100%

助手も含めた教員の年齢構成は前表のとおりであり、特定の年代に著しい偏りは見られない。

4) 授業科目の担当

各学部・学科における教育上主要な授業科目(主要授業科目(必修科目))は、そのほとんどを専任教員(教授、准教授)が担当している。

芸術工学部においては、実務家教員による教育等を行うことでより実践的な学びを得られる体制を整えている。

【主要授業科目の専任教員担当率】

医	薬	経	人	芸	看	理
98.5%	82.5%	93.6%	96.1%	65.1%	70.9%	76.5%

5) 専任教員

本学の専任教員は、理事長の許可を受けた場合を除き、職務以外の業務に従事してはならない(就業規則第30条)とされており、専ら本務である教育研究に従事している。

また、学生に対して質の高い教育体制を提供するため、設置基準で定める標準定員を上回る十分な専任教員を配置している。

<専任教員数> 2022(令和4)年5月1日現在

学部・学科		専任教員数	内、教授	必要な専任教員数	内、教授
医	医	459	88	140	30
薬	薬	40	14	28	14
	生命薬科	14	4	8	4
経済	公共政策	15	8	8	4
	マネジメントシステム	11	6	8	4
	会計ファイナンス	9	4	8	4
人文 社会	心理教育	12	7	6	3
	現代社会	12	6	8	4
	国際文化	14	6	6	3
芸術 工学	情報環境デザイン	9	4	5	3
	産業イノベーションデザイン	8	4	7	4
	建築都市デザイン	14	6	8	4
看護	看護	37	10	12	6
理	総合生命理	24	13	12	6
高等 教育	高等教育	1	1	-	-

自己評価結果

当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点

関係法令に則り、適切に実施している。

改善を要する点

なし

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第九十三条 大学に、教授会を置く。 ② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。 一 学生の入学、卒業及び課程の修了 二 学位の授与 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの ③ 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。 ④ 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。</p>	<p>名古屋市立大学学則 第9条(教授会) 名古屋市立大学医学部教授会規程 名古屋市立大学薬学部教授会規程 名古屋市立大学経済学部教授会規程 名古屋市立大学人文社会学部教授会規程 名古屋市立大学芸術工学部教授会規程 名古屋市立大学看護学部教授会規程 名古屋市立大学総合生命理学部教授会規程 名古屋市立大学教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項に関する規程</p>
	大学設置基準	
②	<p>第七条（教員組織） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。 2 大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。 3 大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。 4 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。 ※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条、大学設置基準第十四条・第十五条・第十六条の二・第十七条を参照すること</p>	<p>公立大学法人名古屋市立大学の組織等に関する規程 第2条(職員) 名古屋市立大学職員の職名、補職名及び段階別職位に関する規程 名古屋市立大学教員の選考に関する規程 名古屋市立大学教員人事検討委員会運営要綱 名古屋市立大学非常勤講師の選考に関する規程 教員組織、教員の教</p>
③	<p>第十条（授業科目の担当） 大学は、教育上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教（第十三条、第四十六条第一項及び第五十五条において「教授等」という。）に担当させるものとする。 2 大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。</p>	<p>シラバスについて</p>
④	<p>第十二条（専任教員） 教員は、一の大学に限り、専任教員となるものとする。 2 専任教員は、専ら前項の大学における教育研究に従事するものとする。 3 前項の規定にかかわらず、大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該大学の専任教員とすることができる。</p>	<p>名古屋市立大学教員の選考に関する規程 公立大学法人名古屋市立大学職員就業規則</p>
⑤	<p>第十三条（専任教員数） 大学における専任教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる教授等の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る専任教員の数を合計した数）と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする。 ※ 専任教員の数については、大学設置基準別表第一・別表第二を参照すること</p>	<p>教職員データ</p>

口 教員組織に関すること（②大学院）

（1）自己点検・評価の実施状況

1) 教員組織の編成

第三期中期計画に基づき、大学を取り巻く環境の変化に伴う重要課題に対応するための教員体制の見直しや人員管理を行うなど、より適切な体制の確立を図っており、下表のとおり定員配置を行っている。

<教員定員数> 2022(令和4)年5月1日現在

研究科	教授	准教授	講師	助教	助手	計
医学	77	112	81	226	0	496
薬学	20	17	18	5	0	60
経済学	27	12	0	0	3	42
人間文化	30	13	0	0	0	43
芸術工学	18	12	0	1	0	31
看護学	20	16	0	11	0	47
理学	14	8	0	1	0	23
計	206	190	99	244	3	742

教育研究の実施にあたっては、各研究科に、教務や大学院入試、その他必要な各種委員会等を組織し、教員間の連携を図ることにより、組織的な教育体制を構築している。

また、教員の年齢構成は「基準1_ロ_①大学」に記載した表と同様であり、特定の年代に著しい偏りは見られない。

2) 教員の選考

教員の選考については、「教員の選考に関する規程」において、学校教育法第92条に定める職位ごとに、全学的な選考基準を規定している。また、教員に欠員が生じた(生じることが見込まれる)場合における、欠員補充から選考、採用までの具体的な手続きも定めている。同規程のもと、各研究科においては、教育・研究の専門性に応じた内規等を定め、それらに基づいて選考手続きを進めている。

教員候補者の選考にあつては、原則公募としている。また、在職する教員の内部昇任においては、教育・研究・社会貢献・学内運営の業績審査のほか、本学における勤続年数を基準に設けるなど、厳格かつ適正に実施している。

教員の人事に関する事項を審議する全学的な機関として、学長並びに理事長、副理事長及び理事の中から学長が指名する者をもって構成する教員人事検討委員会を設置し、各研

究科長は、学長からの指示を受け、当該研究科教授会において、教員の候補者選考等を行っている。

なお、当該委員会の運営に関しては、「教員人事検討委員会運営要綱」を定め、適切に運用している。

3) 教員の配置

大学院に配置する教員については、下表のとおり、大学院設置基準に定める必要な教員数を確保している。大学院教育の質を保証するため、各研究科において、教員採用・昇任時の審査や研究指導教員の資格審査等を通じて厳正に判定している。

2022(令和4)年5月1日現在

研究科	課程	専攻	研究指導教員数		必要な研究指導教員数
			内、教授		
医学	修士	医科学	58	58	6
	博士	生体機能	17	17	30
		生体情報	13	13	
		生体防御	21	21	
予防	7	7			
薬学	博士前期	創薬生命	9	6	6
	博士後期	創薬生命	9	6	5
		共同ナノ	3	3	2
博士	医療機能	9	9	5	
経済学	博士前期	経済学	20	10	5
		経営学	16	9	5
	博士後期	経済学	11	10	5
		経営学	10	9	5
人間文化	博士前期	人間文化	38	20	4
	博士後期	人間文化	29	20	3
芸術工学	博士前期	芸術工学	30	14	4
	博士後期	芸術工学	30	14	4
看護学	博士前期	看護学	24	10	6
	博士後期	看護学	10	10	6
理学	博士前期	理学情報	24	13	4
	博士後期	理学情報	23	13	4

自己評価結果

当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点

関係法令に則り、適切に実施している。

改善を要する点

なし

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p>大学院設置基準</p> <p>第八条（教員組織） 大学院には、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。 2 大学院は、教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。 3 大学院の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、研究所等の教員等がこれを兼ねることができる。 4 第七条の二に規定する研究科の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、当該研究科における教育研究を協力して実施する大学の教員がこれを兼ねることができる。 5 大学院は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。 6 大学院は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。</p> <p>※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条を参照すること</p>	<p>公立大学法人名古屋市立大学の組織等に関する規程 第2条(職員) 名古屋市立大学職員の職名、補職名及び段階別職立に関する規程 名古屋市立大学教員の選考に関する規程 名古屋市立大学教員人事検討委員会運営要綱 名古屋市立大学非常勤講師の選考に関する規程 教員組織</p>
②	<p>第九条（教員組織） 大学院には、前条第一項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。 一 修士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者 イ 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者 ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 ハ 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者 ニ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 二 博士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者 イ 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者 ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 ハ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 2 博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員は、教育研究上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、修士課程を担当する教員のうち前項第二号の資格を有する者がこれを兼ねることができる。</p> <p>※ 専攻ごとに置くものとする教員の数については、平成十一年文部省告示第百七十五号を参照すること</p>	<p>(同上)</p>
③	<p>第九条の二（一定規模数以上の入学定員の大学院研究科の教員組織） 研究科の基礎となる学部の学科の数を当該研究科の専攻の数とみなして算出される一個の専攻当たりの入学定員が、専門分野ごとに文部科学大臣が別に定める数（以下「一定規模数」という。）以上の場合には、当該研究科に置かれる前条に規定する教員のうち、一定規模数を超える部分について当該一定規模数ごとに一人を、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十三条に定める専任教員の数に算入できない教員とする。</p> <p>※ 一個の専攻当たりの入学定員の一定の数（「一定規模数」）については、平成十一年文部省告示第百七十六号を参照すること</p>	<p>教職員データ</p>

ハ 教育課程に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 入学者選抜

本学の学士課程の入学者選抜については、アドミッション・ポリシーに即して、各学部の求める学生に応じた選抜を実施している。特に、学校推薦型選抜においては各学部の特色を反映しており、医学部の中部圏活躍型、総合生命理学部の連携指定校型のほか、大学入学共通テストを課さない学校推薦型選抜Aや、大学入学共通テストを課す学校推薦型選抜B、名古屋市立の高等学校を対象とした高大接続型といった選抜を実施している。入学者選抜に関する要項や学生募集要項はウェブサイトで公表しているほか、志願者数や合格者数等の入試結果、個別学力検査問題と解答例についても併せて公表している。

全学の入学試験委員会(以下、「全学入試委員会」という)は、学長を委員長、副学長や担当の学長補佐(入試、高大接続)等を委員として構成し、主に、学力検査の実施教科、実施科目及び配点、入学者選抜方法や学生募集要項の審議及び決定のほか、合格者判定原則に関することを審議している。下部組織としては入学試験検討小委員会(以下、「小委員会」という)や各学部入学試験委員会(以下、「学部入試委員会」という)があり、おおむね次のとおりの流れで、入学者選抜についての自己点検・評価を実施し、改善に努めている。

時期	内容
4月初旬	入学者選抜結果の集約
4月中旬	入学者選抜結果を報告(全学入試委員会) 同確認・検証(学部入試委員会・教授会)
5月中旬	入学者選抜に関する要項確認(全学入試委員会)
6月中旬	入学者選抜に関する要項決定(全学入試委員会)、同公表
10月初旬	GPA・退学者等データと入学者選抜結果による詳細検証(学部入試委員会)
11月下旬	同検証結果確認・共有・選抜方法検討(小委員会)
12月下旬	次年度入学者選抜の変更点確認・決定(全学入試委員会) ※当該事項があれば

なお、入学者選考については、次の流れの中で、公平・公正の確保に努めたいと、各学部の教授会の意見を聞き、入学者選考委員会において合格者を選考している。

・試験実施→採点・確認→集計チェック→集計委員検査→学部教授会→入学者選考委員会

2) 教育課程の編成・授業等

本学では、学士課程共通及び学部又は学科ごとカリキュラム・ポリシーを定め、教育課程の編成方法や単位等、大学設置基準に規定された事項について、各学部の履修規程等において規定している。

全学部の主に1年生が学ぶ教養教育科目については、一般教養科目や語学科目を含む共通科目と、物理学や数学・統計学といった基礎科目に区分して、多様性に富んだ授業構成としている。各学部の専門科目では、各専門分野の特性に応じて、体系的な科目構成を心掛けている。

年間の授業時間については、学事日程として各学部の履修要項等において学生に示し、また、各授業科目の授業時間や授業の方法は各学部の履修要項やシラバスで公表している。各授業科目の単位の考え方について、ウェブサイトで「単位制」の説明を丁寧に行っている。

3) 成績評価基準・卒業認定基準

成績評価基準については、ウェブサイトで公開するとともに、シラバスにおいて各科目の成績評価方法を含めた詳細を記載し、各科目担当の教員が適切に成績評価を行っている。一方、成績発表後には「成績疑問票」により学生が評価内容の開示を求めることができ、成績評価の客観性及び厳格性の確保に取り組んでいる。また、学生アンケートにおいて授業時間外の学修時間を調査したり、GPAが基準値を下回る学生を中心に個別に学修指導を行ったりして、学生の授業への取り組みの実態も踏まえながら教育内容の点検・改善に努めている。

卒業認定基準については、各学部の履修規程で定めおり、必要な授業科目の単位を修得した者に対して、卒業資格を認定している。なお、取得可能な学位についてはウェブサイトにて公表している。

4) 履修科目の登録の上限

学生の履修科目の登録の上限については、学修すべき授業科目を精選することで十分な学修時間を確保し、授業内容を深く真に身につけることを目的にCAP制を用いている。学期ごとの履修登録が可能な単位数は、各学部の履修規程で定められており、また、CAP制の必要性についてはウェブサイトにおいて丁寧に説明を行っている。

CAP制の対象外科目については各学部の履修要項等で示している。また、医療系3学部(医学部、薬学部、看護学部)を除く4学部においては、直前学期の成績により、履修登録できる上限単位数を、半期あたり最大4単位加算する制度について併せて周知している。なお、学部ごとに履修科目の登録の上限が異なる点については、学部ごとに卒業に必要な単位が異なること、学部それぞれの特性が強いことに起因しているため、CAP制の見直し等については、各学部の教務委員会や教授会において、慎重に検討をしている。

自己評価結果	当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	履修科目の登録の上限等については、大学全体の方針を示したうえで、各学部の方針や特性を考慮して変更するよう努めている。
改善を要する点	なし

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p>第二条の二（入学者選抜） 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。 ※ 大学に入学できる者の資格については、学校教育法第九十条を参照すること</p>	名古屋市立大学学則 第18条(選考及び入学許可) アドミッション・ポリシー 入学者選抜に関する要項 学生募集要項 名古屋市立大学入学試験委員会規程 名古屋市立大学入学者選抜実施要綱
②	<p>第十九条（教育課程の編成方針） 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。 2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。 ※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること</p>	名古屋市立大学学則 第32条(教育課程) カリキュラム・ポリシー 教育目標&教育課程編成方針/カリキュラム・ポリシー(教養教育) カリキュラムマップ シラバス 各学部履修規程 (授業科目及び単位数) 名古屋市立大学学位規程 第3条(学位授与の要件) 各学部履修要項 、 教養教育履修要項 各学部履修規程
③	<p>第二十条（教育課程の編成方法） 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。</p>	
④	<p>第二十一条（単位） 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。 2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。 一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位とする。 二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。 三 一の授業科目については、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもって一単位とする。 3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。</p>	名古屋市立大学学則 第41条(履修規程) シラバス よくある質問と回答(「単位」ってなに?) 各学部履修規程 (授業科目及び単位数) (単位の計算の基準) 各学部履修要項
⑤	<p>第二十二条（一年間の授業時間） 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする。</p>	(同上) 学事予定表
⑥	<p>第二十三条（各授業科目の授業時間） 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。</p>	(同上)
⑦	<p>第二十五条（授業の方法） 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。 2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。 3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。 4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。</p>	名古屋市立大学学則 第41条(履修規程) シラバス よくある質問と回答(「単位」ってなに?) 各学部履修規程 (授業科目及び単位数) (単位の計算の基準) 各学部履修要項
⑧	<p>第二十五条の二（成績評価基準等の明示等） 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。 2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。 ※ 卒業の要件については、大学設置基準第三十二条、学校教育法施行規則第四百七条を参照すること</p>	学事予定表 学修成果評価、卒業修了認定基準 取得可能な学位 シラバス 成績疑問票取扱要綱
⑨	<p>第二十七条（単位の授与） 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとする。ただし、第二十一条第三項の授業科目については、大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。</p>	名古屋市立大学学則 第33条(試験) 第37条(単位の修得等)
⑩	<p>第二十七条の二（履修科目の登録の上限） 大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。 2 大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。</p>	よくある質問と回答(なぜCAP制(履修単位制限)が必要?) 各学部履修規程 (履修登録単位数の上限) 各学部履修要項 (掲載学部:人文社会学部、総合生命理学部、教養教育)

ハ 教育課程に関すること（②大学院）

（１）自己点検・評価の実施状況

1) 入学者選抜

本学の大学院課程の入学者選抜については、アドミッション・ポリシーに即して、各研究科の入学試験委員会を中心に、適切な体制を整え、公正かつ妥当な方法により実施している。例えば、看護学研究科においては、研究科長、入試委員長に加え、監督者、(主任)面接試験委員、連絡・誘導委員を別に定め、教員及び事務職員による適切な体制を整えて実施している。公正かつ妥当な方法により入学者の選抜を実施するため、筆記試験開始・終了時の読み上げ文、面接試験の実施方法、問題・回答用紙の取扱いの他、試験室内の座席配置や、受験票を持っていない受験者への対応方法、試験を実施する建物の立ち入り規制などをまとめ、関係者で共有している。

入学者選抜については、上記の流れのように公平・公正の確保に努め、各研究科の教授会の意見を聞いたうえでやっている。

2) 教育課程の編成・授業、研究指導等

本学では、大学院共通及び研究科ごとのカリキュラム・ポリシーを定め、教育課程の編成方法や単位等、大学院設置基準に規定された事項について、各研究科の履修規程等において規定している。

授業及び研究指導にあたっては、複数の科目等を通じて体系的な履修を求めるコースワークと、実験・調査、研究活動や論文執筆に関わるリサーチワークを適切に組み合わせる教育課程を編成し、実施している。また、その有益性を認め、大学院学則第30条にあるとおり、他の大学院等において研修指導を受けることも可能としており、主に、理系の研究科で複数の大学院等と協定を締結している。

各研究科ともに、「人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的に関する規程」において定めた目的やカリキュラム・ポリシーに沿って、それぞれの特性を活かしながら授業科目の配置を検討する、学生指導の形態についても考慮する等している。また、論文指導の根底となる演習や実験については、各研究科の指導内容から、授業時間と単位数について決定する等の工夫をしながら自己点検・評価を実施して改善に努めている。

3) 成績評価基準・修了認定基準

成績評価基準については、ウェブサイトで公開するとともに、シラバスにおいて各科目の成績評価方法を含めた詳細を記載しており、また、学生への指導内容については、研究指導計画書を予め学生に明示することで明確にしている。なお、研究指導計画書は、学生が記載する研究計画書の内容に対して、あるいは、学生と指導内容を相談のうえでそれぞれ指導教員が作成することとしているが、研究計画書及び研究指導計画書の様式については、各研究科の特性を活かしたものとなっている。

課程修了の要件については、大学院学則に定めており、また、各研究科が定めるディプロマ・ポリシーもウェブサイト等で公開している。さらに、課程修了の要件となる学位論文に係る評価における客観性及び厳格性を確保するため、各研究科において、学位の種類(修士・博士)ごとに、「学位論文の評価基準」として審査体制、評価項目及び評価基準についてウェブサイトで公表している。また、審査体制については名古屋市立大学学位規程において詳細に定めており、その内容に沿って、学位論文の審査及び最終試験については、審査委員が適切に実施している。学位の授与については、各研究科教授会において学位論文及び最終試験可否の審議を行い、その結果の報告を受けた学長が当該研究科の課程修了について認定することで決定している。

4) その他

長期履修制度や科目等履修生の制度については、それぞれ大学院学則第11条の2及び第33条において定めている。長期履修制度については、社会人学生が学修、研究と仕事等を両立できるように制度運用を工夫しており、さらに、多様な学生への門戸を開く意味でも、今後も有為な制度となるよう一層の改善に努めたい。また、科目等履修生の制度についても、多様な学生を受け入れるために必要な制度と認識している。一部の研究科で開設している履修証明プログラムについては、当該制度を利用しているが、リカレント教育等、今後見込まれる様々なプログラムを見据えて、制度運用の見直しを含めた検討、改善を今後も継続したい。

自己評価結果	当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	社会人大学院生が多いことを考慮して、長期履修制度を活用して適切に指導している。
改善を要する点	なし

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学院設置基準	
①	<p>第一条の三（入学者選抜） 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p>	名古屋市立大学大学院学則 第 23 条(選考) アドミッション・ポリシー 大学院入試情報(各研究科募集要項)
②	<p>第十一条（教育課程の編成方針） 大学院は、当該大学院、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。 2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。 ※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること</p>	名古屋市立大学大学院学則 第 11 条(教育方法及び大学院履修規程) 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的に関する規程 カリキュラム・ポリシー シラバス 各研究科履修規程 名古屋市立大学学位規程 名古屋工業大学・名古屋市立大学大学院共同教育課程共同ナノデバイス科学専攻パンフレット
③	<p>第十二条（授業及び研究指導） 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。</p>	名古屋市立大学大学院学則 第 11 条(教育方法及び大学院履修規程)
④	<p>第十三条（研究指導） 研究指導は、第九条の規定により置かれる教員が行うものとする。 2 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導（共同教育課程を編成する専攻の学生が当該共同教育課程を編成する大学院において受けるもの及び国際連携教育課程を編成する専攻の学生が当該国際連携教育課程を編成する大学院において受けるものを除く。以下この項において同じ。）を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、一年を超えないものとする。</p>	名古屋市立大学大学院学則 第 30 条(他の大学院等における研究指導) 各研究科履修規程 各研究科履修要項
⑤	<p>第十四条の二（成績評価基準等の明示等） 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。 2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。 ※ 修士課程及び博士課程の修了要件については、大学院設置基準第十六条・第十七条、学位規則第三条・第四条を参照すること ※ 学位論文に係る評価にあつての基準の公表については、学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 3 項を参照すること</p>	名古屋市立大学大学院学則 第 15 条(課程修了の要件) 名古屋市立大学学位規程 第 3 条(学位授与の要件) 学修成果評価、卒業修了認定基準 学位論文の評価基準 シラバス 研究計画書・研究指導計画書
⑥	<p>第十五条（大学設置基準の準用） 大学院の各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項及び第三項、第三十条の二並びに第三十一条（第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十単位」と、同条第二項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第三十五条第一項において「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を」と、第三十条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、「第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十単位」と、第三十条の二中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、「卒業」とあるのは「課程を修了」と読み替えるものとする。</p>	名古屋市立大学大学院学則 第 7 条(学生定員) 第 11 条(教育方法及び大学院履修規程) 第 12 条(単位修得の認定) 第 29 条(他の大学院における授業科目の履修等) 第 33 条(科目等履修生) 各研究科履修規程 (授業科目及び単位数) (単位の計算の基準) (他大学院との単位互換) (長期履修) 科目等履修生出願要項 各研究科履修要項 名古屋市立大学履修証明プログラムに関する規程

二 施設及び設備に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 校地・校舎、施設・設備等

本学は名古屋市内に4つのキャンパス及び附属病院を有し、留学生宿舍等を加えた校地面積は 259,924 m²、建物の床面積は 337,146 m²であり、これらの土地・建物・所在地の情報は本学ウェブサイトの大学概要のページで公表している。

附属病院を持つ桜山(川澄)キャンパスを始めとした、学生が日常的に使用する4つのキャンパスに、附属病院である東部・西部医療センターを加えた校地面積は、大学設置基準の約 3.4 倍、校舎等面積は約 4.3 倍となっており、各キャンパスに適正規模の教育研究施設及び附属病院を確保している。

キャンパス名	現状		大学設置基準	
	校地等面積(m ²)	校舎等面積(m ²)	基準校地面積(m ²)	基準校舎面積(m ²)
桜山(川澄)	65,939	145,972	18,416	52,990
田辺通	42,872	25,326	5,350	6,454
滝子(山の畑)	63,588	38,737	19,070	12,395
北千種	25,968	16,702	4,000	6,611
東部医療センター	27,609	53,210	10,829	-
西部医療センター	27,652	55,052	16,969	-
小計	253,628	334,998	74,634	78,450
その他	6,296	2,148	-	-
合計	259,924	337,146	-	-

校地は教育にふさわしい環境を持ち、適当な空地を有している。また、運動場等が設置されている。

本学は上記のキャンパスを有しており、各学部・研究科の教育研究活動に必要な研究室、教室等諸室を備えるとともに、情報処理の学習のための施設、学生一人ひとりが自主的に英語を学ぶためのスペース(SALC)等を備え、常時、必要な教育研究環境が整備されている。また、運動施設として体育館を有しているほか、学生会館やクラブハウス等も設置している。なお、教員研究室を複数の教員で共有する等の工夫をしているほか、講義室等の共同利用などの施設の有効活用を検討している。

2) 附属図書館

図書館では、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料について系統的に収集、整理し、電子資料においては、その利用実績(利用数・引用数)を分析し効果的な購読契約を行っている。加えて、図書館システムを整備して資料の管理、利用者への提供、また、他大学や公共図書館との連携協力(相互貸借等)にも取り組んでいる。

各分館に1名(川澄分館は 2 名)の司書を配置し、さらに館内には分館の規模に沿って十分な座席数のある閲覧室を始め、書庫、アクティブラーニングルーム等を備え、学生の学習や教員の教育研究活動を支援できる環境づくりを行っている。

また、各分館では、個別で委員会(分館委員会)を設置、そのキャンパスに所属する研究科より委員を選出して、選書・予算配分などを協議・決定し、分館の特性に応じたサービスの提供、教育研究の支援を行っている。

田辺通分館では、名古屋薬学専門学校を 1942(昭和 17)年に卒業された 故大神薫氏の蒐集にかかる漢方古医書類(古いものでは江戸時代からの古方医書・後世方医書、養生書・本草書等を網羅)を大神文庫として所蔵している。

各図書館(分館)における閲覧席数及び蔵書数等
(2022年4月30日現在)

図書館(分館)	閲覧席数(席)	蔵書数(冊・種類)		電子資料(種類)	視聴覚(種類)
		図書	雑誌		
山の畑	219	574,741	6,647	40,403	437
川澄	115	132,036	3,464		66
田辺通	114	68,622	1,162		91
北千種	68	91,384	510		939
合計	516	866,783	11,783	40,403	1,533

各図書館(分館)における貸出冊数等
(2022年4月30日現在)

図書館(分館)	貸出冊数(冊)	相互貸借受付(件)	
		現物	複写
山の畑	15,265	173	160
川澄	6,913	59	1,573
田辺通	1,896	36	122
北千種	4,530	20	38
合計	28,604	288	1,893

自己評価結果	当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	十分な校地面積、校舎面積を有している。
改善を要する点	なし

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p>第三十四条（校地） 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。</p> <p>3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。</p> <p>一 できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもつて休息、交流その他に利用できるものであること。</p> <p>二 休息、交流その他に必要な設備が備えられていること。</p> <p>※ 必要な校地の面積については、大学設置基準第三十七条を参照すること</p>	<p>大学概要 2021 キャンパス案内 (P.55、56)</p> <p>土地・建物・所在地</p>
②	<p>第三十五条（運動場） 運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する運動場を設けることができないと認められる場合において、運動場を設けることにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じており、かつ、教育に支障がないと認められる場合に限り、運動場を設けないことができる。</p> <p>3 前項の措置は、原則として体育館その他のスポーツ施設を校舎と同一の敷地内又はその隣接地に備えることにより行うものとする。ただし、やむを得ない特別の事情があるときは、当該大学以外の者が備える運動施設であつて次の各号に掲げる要件を満たすものを学生に利用させることにより行うことができるものとする。</p> <p>一 様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもつて利用できること。</p> <p>二 校舎から至近の位置に立地していること。</p> <p>三 学生の利用に際し経済的負担の軽減が十分に図られているものであること。</p>	<p>大学概要 2021 キャンパス案内 (P.55、56)</p> <p>土地・建物・所在地</p>
③	<p>第三十六条（校舎施設等） 大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>一 学長室、会議室、事務室</p> <p>二 研究室、教室（講義室、演習室、実験・実習室等とする。）</p> <p>三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室</p> <p>2 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。</p> <p>3 教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。</p> <p>4 校舎には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。</p> <p>5 大学は、校舎のほか、原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設及び講堂並びに寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。</p> <p>6 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。</p> <p>※ 必要な校舎の面積及び設置する学部または学科ごとに必要な附属施設については、大学設置基準第三十七条の二・第三十九条・別表第三を参照すること</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第十九条・第二十二条も参照すること</p> <p>※ 二以上の校地において教育研究を行う場合、大学設置基準第四十条の二、大学院設置基準第二十二条の二を参照すること</p>	<p>大学概要 2021 キャンパス案内 (P.55、56)</p> <p>2022 総合情報センターシステムガイド</p> <p>名古屋市立大学語学プログラム (SALC)</p> <p>総合情報センター学術情報部門 (図書館)</p>
④	<p>第三十八条（図書等の資料及び図書館） 大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。</p> <p>2 図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めるものとする。</p> <p>3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。</p> <p>4 図書館には、大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。</p> <p>5 前項の閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十一条も参照すること</p>	<p>名古屋市立大学総合情報センター分館利用規程</p> <p>コレクションマネジメント方針</p>
⑤	<p>第四十条（機械、器具等） 大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十条も参照すること</p>	<p>公立大学法人名古屋市立大学共用機器センター規程</p>

ホ 事務組織に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 事務組織

本学では「組織等に関する規程」において、組織、分掌事務、職員配置等について定めている。事務組織は、監査室、総務部、教育研究部、各事務室(医療人育成課、医学研究推進課を含む)、病院統括部及び3附属病院の病院管理部で構成されており、業務内容等を勘案し、適切な人員配置を行っている。

※学部・大学院に係る事務を各学部等事務室(医療人育成課・医学研究推進課を含む)に集約することにより、学部・大学院が一体となった事務運営を行っている。

※構成員に対し、社会のあらゆる分野で急速な変化が進行、大学の枠を超えてさまざまな課題に取り組むことが求められる中で、適切に業務を実施・推進し、対応できる人材を育成するため、本学では2019(平成31)年2月に「事務職員育成プラン」を策定。このプランに基づき、大学職員として必要な能力を向上させるための各種研修を実施し、人材育成を行っている。

2) 厚生補導の組織

学生の福利厚生、課外活動支援、キャリア支援及び厚生保健など、学生生活全般にかかる窓口として、学生課学生支援係を置いている。

また、学生の健康の保持・増進に資するため、保健管理センターを設置している。同センターには、本学の医師、看護師、臨床心理士等の必要なスタッフを配置し、学生の健康診断、健康相談(よろず相談/こころ・からだの健康相談等)、保健指導等に関する業務を行っている。

学生生活支援を全学的かつ効果的に推進するための組織として、教育担当理事、学生担当学長補佐をはじめとする教職員で構成する全学会議(学生生活支援会議、学生生活委員会等)を設置している。具体的取り組みとしては、障害者差別解消の推進、国籍、民族、言語、性等の多様性を持つ学生の支援、経済的・課外活動等に関する支援について審議、推進している。

3) 学生の社会的及び職業的自立のための体制

高等教育院が実施している、教育課程を通じた学生の育成及びキャリア教育は、全学部生を対象とし、キャリア支援センターと連携を図りながら行うものとしており、正課内外の教育で連携して、学生の社会的及び職業的自立が図られるような体制をとっている。

また、専門教育の面では医学部、薬学部、看護学部において、医師、薬剤師、看護師及び助産師になるための必要な知識、技術、医療人としての自覚を育む教育を実施するなど、それぞれの学部の特色を生かし、学生の卒業後の進路を見据えた教育を実施している。

なお、上記キャリア支援センターでは専属のキャリア支援専門員が常駐し、単に就職活動に直結する支援だけでなく、目標をもって充実した学生生活を送ることができるよう、1年次から学生のキャリア形成を支援する体制を整えている。

【教養教育の目標】

1 教養教育では、学生が社会の一員としての自己のあり方を認識し、自らよりよく生きる生き方を探求し、あわせて社会全体の幸福の実現にむけて貢献できるような人間形成をはかるとともに、専門教育への確かな土台を築くことを目標とする。

2 大学が目標に掲げる〈持続可能な共生社会〉〈健康と福祉の向上〉〈次世代育成支援〉〈地球環境の保全と社会環境の整備発展〉の実現に寄与する科目を修得させることによって、地域社会および国際社会に貢献することができる人材を育成する。

【大学特色科目】

初年次教育科目
<ul style="list-style-type: none"> ・大学生になる(主体的学習のための基礎演習) ・大人になる(心豊かに健康に生きるための学び) ・社会人になるA(キャリア形成に備えた学び) ・社会人になるB(キャリアに関わる学び) ・NCU先端科目:医療系 ・NCU先端科目:自然・情報系 ・NCU先端科目:社会科学系 ・NCU先端科目:人文系
地域特色科目
<ul style="list-style-type: none"> ・地域社会で活躍する女性 ・共生社会におけるふれあいネットワーク ・現代社会と人と地域のつながり ・名古屋市政を通してみる現代社会の諸問題 ・ESDと地域の環境 ・多文化共生と国際貢献 ・ワークライフバランスとダイバーシティ ・まちづくり論 ・次世代エネルギーワークショップ ・起業家になる ・科学館・博物館・美術館から知る名古屋

自己評価結果	当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	関係法令に則り、適切に実施している。
改善を要する点	なし

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	第四十一条（事務組織） 大学は、その事務を遂行するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。	公立大学法人名古屋市立大学の組織等に関する規程 事務職員育成プラン
②	第四十二条（厚生補導の組織） 大学は、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。	公立大学法人名古屋市立大学の組織等に関する規程 名古屋市立大学保健管理センター規程 名古屋市立大学学生生活支援会議規程 名古屋市立大学学生生活委員会規程 保健管理センターについて 保健管理センターの利用案内
③	第四十二条の二（社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制） 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。	名古屋市立大学高等教育院規程 第3条(事業) 2021 大学案内(P.12) キャリア支援・就職
	大学院設置基準	
④	第四十二条（事務組織） 大学院を置く大学には、大学院の事務を遂行するため、適当な事務組織を設けるものとする。	公立大学法人名古屋市立大学の組織等に関する規程

へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 三つのポリシーの策定

本学では、三つのポリシーについて、各学部、研究科に対して、大学全体として共通する各ポリシーの在り方を、学部は学士課程共通、研究科は大学院共通としてそれぞれ示している。一方、「人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的に関する規程」において各学部・研究科の教育研究上の目的を定めており、その内容と大学としてのポリシーを踏まえて、三つのポリシーについて明確に策定している。

2) 三つのポリシーの策定単位

三つのポリシーについては、学部については学科ごと、大学院については専攻ごとに策定することを基本としているが、各学部・研究科の実情に基づいて検討のうえ、策定したものとなっている。

①卒業又は修了の認定に関する方針

ディプロマ・ポリシーについては、大学の理念である「市民によって支えられる市民のための大学」、また、学部は「次世代をリードできる優れたバランス感覚と上質かつ豊かな感性で社会と向き合う力」、大学院は「高度な専門性のみならず、連関する分野にも幅広い知見と志向性を持ち、学際的視点を備え」という内容をそれぞれ基にして策定している。なお、芸術工学部は、複数学科で編成するものの、学科ごとではなく、学部全体として求める学生像が同じであるとして学部共通のディプロマ・ポリシーを定めている等、各学部・研究科の実情に応じて策定している。

②教育課程の編成及び実施に関する方針

カリキュラム・ポリシーについては、ディプロマ・ポリシーを前提として、学部は「分野横断的な知を修得」、「幅広い知見と志向性」、また、大学院は「コースワークと(一部省略)リサーチワークを適切に組み合わせた」というそれぞれ学士課程又は大学院のカリキュラム・ポリシーの方針に基づいて策定している。なお、上記同様、芸術工学部については、学部全体としてカリキュラム・ポリシーを策定している。

③入学者の受入れに関する方針

アドミッション・ポリシーについては、学部は、定める4つの資質を有するような多様な学生、大学院は「多様な能力や経歴を有する人材」という学士課程又は大学院が定めるアドミッション・ポリシーにおいて求められている学生の選抜方法を各学部・研究科で策定している。なお、経済学部においては、複数学科で編成するためディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーについては、その特色を考慮して学科ごとに策定しているが、アドミッション・ポリシーについては、学科選択を2年進級時に実施し、入学時は「学科なし」の位置付けとなるため、学科ごとではなく、学部共通として定めている。

3) カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性の確保

カリキュラム・ポリシー(CP)を定めるにあたってはディプロマ・ポリシー(DP)との一貫性に留意し、例えば以下のように構成している。

医療系…医学部医学科

(DP)卒業時点に身に付けているべき能力を4領域で構成
→(CP)学年ごとの学修目標をDPで示された4領域に対応する形で構成

人文科学系…人文社会学部心理教育学科

(DP)学部共通の教育理念のもと、卒業生が有するべき能力を4つの観点で提示
→(CP)学部共通の教育理念のもとに開講する基礎科目と、心理教育学科で開講する展開科目(科目群ごと)の狙いをそれぞれ示し、DPで求める4つの観点に沿った能力を段階的に育成することを提示

4) 三つのポリシーの点検・見直し

本学では、中教審大学分科会大学教育部会により策定された平成28年3月31日付ガイドラインに基づき、2018(平成30)年4月に全学部・研究科において全面的に三つのポリシーを見直した。また、2019(令和元)年9月には、本学の教育の質を管理する全学教育機構において教学マネジメント基本方針を策定し、ディプロマ・ポリシーに基づいたカリキュラム・ポリシーに従って体系的なカリキュラム編成を行うことを全学の指針として示した。2018(平成30)年4月に、教育改革全般を全学的に推進する役割を担う組織である高等教育院が設置されて以降は、高等教育院が主体となり、各学部・研究科の点検状況を確認するほか、各学部・研究科にヒアリングを行って課題等を洗い出すようにしており、2021(令和3)年5月から10月にかけて、「3ポリシーの点検とDP目標の達成度評価の検討」として高等教育院から全学部・研究科に依頼し、高等教育院が相談に応じる等して全学部・研究科において点検、検討を実施した。その結果については高等教育院の所管事業に係る各学部及び研究科との連携調整の役割を担う全学教育機構で共有し、他の学部等の取り組み、考え方を知ることで、各ポリシーとカリキュラムの更なる体系化を目指している。

自己評価結果	当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	三つのポリシーの点検・見直しについて、組織的活動を積極的に行うようにしている。
改善を要する点	なし

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p>学校教育法施行規則</p> <p>第六十五条の二 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針を定めるものとする。</p> <p>一 卒業又は修了の認定に関する方針 二 教育課程の編成及び実施に関する方針 三 入学者の受入れに関する方針</p> <p>2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。</p>	<p>学部・大学院(アドミッション・ポリシー/カリキュラム・ポリシー/ディプロマ・ポリシー) 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的に関する規程 名古屋市立大学高等教育院規程 名古屋市立大学全学教育機構規程 名古屋市立大学教学マネジメント基本方針</p>

ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 目的の公表と周知 大学及び大学院の目的については、定款第 1 条と大学学則及び大学院学則のそれぞれ第 1 条に定めている。また、学部・研究科の目的については、「人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的に関する規程」において定めており、大学ウェブサイトにおいて公表している。</p> <p>2) 3 つのポリシーの公表と周知 ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーについては、大学のウェブサイトで公表している。また、各学部・研究科の 3 つのポリシーについても併せて公表しており、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーについては、各学部、研究科の履修要項や教育要項で、また、アドミッション・ポリシーについては、大学案内や入学者選抜に関する要項でも公表しており周知に努めている。</p> <p>3) 教育研究上の基本組織及び教員の業績等の公表と周知 教育研究上の基本組織については、大学のウェブサイトや大学概要で公表している。また、教員の業績等については、各教員が有する学位及び業績に関する情報を公表し、さらに、産学官連携活動を推進し、その研究成果の還元を通じて社会に貢献していくことを目的とした研究者データベースを運用している。</p> <p>4) 入学・在学・卒業等の人数及び就職等に関する公表と周知 本学では収容定員に基づいて適正に定員管理を行っており、入学定員、収容定員や入学者数を大学のウェブサイトで公表している。また、在学生数、卒業・修了者数についても同様に公表している。就職・進学者数をはじめとする就職等に関することについては大学ウェブサイトでの公表をはじめ、オープンキャンパスや入試説明会等において学外への周知に努めている。</p> <p>5) 授業や学修成果に係る評価及び卒業等の認定に関する公表と周知 授業科目、授業の方法と内容等については履修規程やシラバスにおいて公表している。なお、シラバスは学内だけではなく、外部からも閲覧できるようにしている。また、学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定の基準に関することは大学ウェブサイトで公開しており、加えて、シラバスにおいては各科</p>	<p>目の成績評価基準や方法も詳細に記載している。学位授与方針について、大学ウェブサイトで公表するとともに、各学部・研究科の履修要項や教育要項にも記載をしている。同時に、学位の授与については教授会の審議事項となっているため、各学部・研究科の教授会において、その方針をもとに慎重に審議している。</p> <p>6) 大学施設や大学が徴収する費用、学生支援に関する公表と周知 キャンパスマップや交通アクセスについては大学ウェブサイトで開催しており、併せて大学案内や大学概要にも記載して広く周知している。教育研究施設としては、薬学部では、学生に薬用植物や生薬についての生きた知識を学ばせることを目的に薬用植物園を設置しており、年数回の見学会を開催している。また、芸術工学部では、大学における教育研究のイメージをより具体的に伝えるため、オリジナルウェブサイト上で建物ごとに施設紹介を行っている。大学が徴収する費用については、大学ウェブサイトで開催しており、併せて、入学者選抜に関する要項においては授業料等に加えて、諸団体納付金についても記載して周知している。学生支援に関しては、授業料減免、キャリア・就職、心身の健康相談等について、大学ウェブサイト及び学生生活のてびきで公表して周知に努めている。</p> <p>7) その他の情報の公表と周知 その他、大学機関別認証評価結果や法人評価結果等については大学ウェブサイトで開催している。また、2019(令和元)年度に受審し、教育プログラムが国際基準に適合していると認定された医学教育分野別評価結果や 2015(平成 27)年度に適合の認定をされた薬学教育評価結果についてはそれぞれ学部のオリジナルサイトで公開している。</p> <p>8) 情報公表体制の整備 本学では、ウェブサイト向上委員会を組織し、ウェブサイトの魅力向上など広報に関し必要な事項を審議する体制を整えたうえで、教育研究活動に関する情報の公表を行っている。また、近年では、2021(令和 3)年度に大学ウェブサイトをリニューアルし、情報の量や内容についてはその適切さについて常に考慮し、併せて、アクセスする人の視点を意識したデザイン、構成を心掛けている。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>当該評価事項に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	<p>大学ウェブサイトについては、学内・学外ともに見やすく、分かりやすい内容、構成になるよう努めている。</p>
<p>改善を要する点</p>	<p>なし</p>

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。	(学校教育法施行規則第七十二条の二と同一)
	学校教育法施行規則	
②	第七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること 二 教育研究上の基本組織に関すること 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること 2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。 3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。	教育情報の公表 名古屋市立大学教学マネジメント基本方針 公立大学法人名古屋市立大学定款 第1条(目的) 名古屋市立大学学則 第1条(目的) 第2条(学部及び学科) 第12条(学生定員) 名古屋市立大学大学院学則 第1条(目的) 第2条(組織) 第7条(学生定員) 大学概要 2021 2021 大学案内 各学部・研究科履修規程 医学教育分野別評価 (医学研究科・医学部オリジナルサイト) 点検・評価、薬用植物園 (薬学研究科・薬学部オリジナルサイト) 施設紹介 (芸術工学研究科・芸術工学部オリジナルサイト) 学生生活のてびき 入学者選抜に関する要項 入学試験実施結果 名古屋市立大学ウェブサイト向上委員会規程

チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 体制

本学は、「大学の目的及び社会的使命を達成するため、自ら点検及び評価を行う」(大学学則第10条)としており、本学の自己点検・評価に関する規程として、「名古屋市立大学自己評価等の実施に関する規程」を定めている。

全学的な組織として、理事長を委員長とする自己点検・評価委員会(以下「委員会」という)を設置し、全学的な自己評価等に関する事項等を審議している。また、各研究科の自己評価等を実施するために設置された研究科委員会は、審議結果を委員会に報告している。委員会で審議、承認された事項については、教育研究審議会、経営審議会ですそれぞれ審議され、役員会の議を経ることとなっており、全学的な管理を行っている。なお、副学長(自己点検・評価・中期計画)を委員長とする自己点検・評価小委員会では、認証評価受審のための自己評価等の実施に関する事項の調査や審議を行っている。

2) 自己点検・評価

本学では、中期目標に基づいて中期計画を作成するとともに、年度計画を策定し、その実施に努めている。年度計画については、各部局において上半期が終わる9月末時点の進捗状況及び下半期の取り組み等を確認することで、年度計画を着実に達成する仕組みを整えている。また、進捗状況等は中間報告としてまとめ、全学の組織である自己点検・評価委員会で共有している。各年度の業務実績については、各部局において自己点検・評価を行い、業務実績報告書としてまとめ、自己点検・評価委員会、教育研究審議会(教育研究関係)及び経営審議会(法人の経営・組織関係)、役員会を経て名古屋市立大学法人評価委員会(以下、「評価委員会」という)へ提出している。自己点検・評価の結果及び評価委員会の指摘事項及びその改善状況については自己点検・評価委員会で共有し、教育研究活動の改善・向上等に努めている。

なお、中期計画については、第三期中期目標期間の最終年度の前々年度である2021(令和3)年度末時点で見込報告書を作成し、中期計画の達成に向けて教育研究活動等の改善・向上に努めている。

3) 認証評価

学校教育法第109条第2項に基づき、政令で定める期限内、6年ごとに認証評価機関による評価を受審している。

前回、2016(平成28)年度は公益財団法人大学基準協会による認証評価を受審し、「適合」との認定を受けた。なお、「改善勧告」及び「努力課題」として指摘を受けた事項については対応を進め、2019(令和元)年度に同協会に改善報告書を提出した。

また、認証評価における自己点検・評価報告書を認証評価機関による評価結果とともに本学ウェブサイトで公表している。

4) 分野別評価

医学部においては、2019(令和元)年度に日本医学教育評価機構による医学教育分野別評価を受審し、教育プログラムが国際基準に適合していることが認定された。評価報告書を踏まえ、引き続き教育プログラムの改良に取り組み、教育の質向上を目指している。

また、薬学部は2015(平成27)年度に薬学教育評価機構による薬学教育評価を受審し、同機構が定める「薬学教育評価評価基準」に適合していると認定された。

5) 研修・教職協働

本学では「公立大学法人名古屋市立大学の組織等に関する規程」において、組織、分掌事務、教職員の職員配置等について定めている。また、学部等、新たな組織の設置や大学を取り巻く環境の変化に伴う重要課題へ対応するため、理事長によるガバナンスのもと、運営体制の見直しや人員管理を行い、適切かつ効率的に法人業務を遂行することを中期計画に定めている。

教員の教育力や職員の教育支援能力の向上として、2018(平成30)年度以降、全学の教職員を対象にした教育改革フォーラムを7回、FD・SD講演会を5回開催している。また、関係資料をイントラサイトに掲載し、内容について教職員に広く周知している。

また、研究授業については、教員が相互に授業を参観できる枠組みとともに、英語科目において、シラバスレビューから授業、授業アンケートの分析まで含めた講義期間の一連を対象にした研究授業も実施する等、工夫を重ねながら取り組みを続けている。

6) 学修成果

教学マネジメント指針に例示された、学生の学修成果・教育成果を適切に把握し、教育改善に活かすため、授業についてのアンケート、大学満足度調査等を実施し、学生の学修等に対する情報を収集するように努めている。特に、授業についてのアンケートは、学生が学修成果の自己評価を行うため、「自己評価・成長実感アンケート」と名称を変更するとともに、設問内容も見直して、2021(令和3)年度より本格実施した。

自己評価結果	当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	教育改革フォーラム、FD・SD講演会については、毎年実施することとしており、教職員の資質向上を図っている。
改善を要する点	なし

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第九十九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>3 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>4 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に従つて行うものとする。</p> <p>5 第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況（第二項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第七項において同じ。）が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。</p> <p>6 大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（次項において「適合認定」という。）を受けるよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。</p> <p>7 文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。</p>	<p>公立大学法人名古屋市立大学定款 名古屋市立大学学則 第10条(自己評価等) 名古屋市立大学自己評価等の実施に関する規程 大学評価(中期目標・中期計画、年度計画・業務実績評価、認証評価、自己点検・評価) 医学教育分野別評価 薬学教育評価 評価報告書</p> <p>(専門職大学院については該当せず)</p>
	学校教育法施行規則	
②	<p>第五十二条 学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	該当せず
③	<p>第五十八条 学校教育法第二百二条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	該当せず
④	<p>第六十六条 大学は、学校教育法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たつては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。</p>	<p>公立大学法人名古屋市立大学定款 名古屋市立大学自己評価等の実施に関する規程 大学評価(中期目標・中期計画、年度計画・業務実績評価、認証評価、自己点検・評価)</p>
	大学設置基準	
⑤	<p>第二条の三（教員と事務職員等の連携及び協働） 大学は、当該大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。</p>	<p>公立大学法人名古屋市立大学の組織等に関する規程 組織図 中期目標・中期計画</p>
⑥	<p>第二十五条の三（教育内容等の改善のための組織的な研修等） 大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。</p>	<p>教育改革フォーラム、FD・SD 講演会 新任教員研修 新規採用者研修(大学・病院・事務職員) FDガイドライン</p>
⑦	<p>第四十二条の三（研修の機会等） 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第二十五条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p>	(同上)
	大学院設置基準	
⑧	<p>第一条の四（教員と事務職員等の連携及び協働） 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学院の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。</p>	(大学設置基準第二条の三と同一)
⑨	<p>第十四条の三（教育内容等の改善のための組織的な研修等） 大学院は、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。</p>	(大学設置基準第二十五条の三と同一)
⑩	<p>第四十三条（研修の機会等） 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第十四条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p>	(同上)
	法令外の関係事項	
⑪	<p>学習成果 学生の学習成果を適切に把握する取組を行っているか。</p>	<p>名古屋市立大学教学マネジメント基本方針 自己評価・成長実感アンケート 大学満足度調査</p>

リ 財務に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 財務の状況

本学では、地方独立行政法人法に基づき、予算、収支計画、資金計画について中期計画及び年度計画に定めるとともに、本学ウェブサイトに掲載し、公表している。毎事業年度終了後、財務諸表等を作成し、経営審議会及び役員会の議を経て、決算を決定している。その後、名古屋市より選任された監事及び会計監査人の意見を付し、名古屋市長へ提出している。

決算の状況として、当期総損益は、2019(令和元)年度で△62百万円、令和2年度で1,511百万円を計上している(表-1)。

第三期中期計画(平成30年度～令和5年度)策定時における計画額は2019(令和元)年度で△444百万円、2020(令和2)年度で△356百万円であり、各年で自己収入の確保や経費の節減に取り組んでいるうえ、2020(令和2)年度は新型コロナウイルス感染症関連補助金等の影響により、計画より大きく改善している。

《過去5年間の損益の状況(表-1)》

(単位:百万円)

区分	第二期中期計画期間		第三期中期計画期間		
	2016(H28)年度	2017(H29)年度	2018(H30)年度	2019(R1)年度	2020(R2)年度
経常用費	39,092	40,227	40,712	41,932	42,383
経常収益	39,220	40,182	40,618	41,874	43,869
経常損益	128	△45	△93	△58	1,486
当期総損益	148	436	△87	△62	1,511

また、中期計画において財務に関する数値目標を定めており、決算の都度、数値目標の達成状況について確認を行い、全学的に共有している。

第三期中期計画では5つの数値目標を定めており、その状況は次のとおりである。(表-2)

2018(平成30)年度の大学自主財源額は目標である前年度比プラスに達しなかったものの、2019(令和元)年度及び2020(令和2)年度においては、寄附金や国庫補助金の増等により対前年度比プラスを達成することができた。

《第三期中期計画における数値目標(表-2)》

区分	目標	(参考) 2017(H29)年度
流動比率	100%以上	154.0%
当期総損益	プラス	436百万円
一般管理費比	1.7%以下	1.8%
大学自主財源	対前年度比プラス	5,118百万円
医薬材料費比	6年間平均37.0%	37.3%

区分	2018(H30)年度	2019(R1)年度	2020(R2)年度
流動比率	138.2%	144.7%	158.0%
当期総損益	△87百万円	△62百万円	1,511百万円
一般管理費比	1.7%	1.9%	2.0%
大学自主財源	4,960百万円	5,001百万円	5,168百万円
医薬材料費比	37.5%	37.6%	38.0%

2) 教育研究環境の整備

教育研究活動を安定して遂行するため、積極的な広報活動による入学者の確保や、受託研究収入や共同研究収入などの外部資金の獲得の推進等、経常的収入の安定的な確保に努めている。過去5年を見ても附属病院収入や外部資金収入といった経常的収入が増加しており、自己収入を安定的に確保できているといえる。(表-3)

《過去5年間の自己収入、外部資金の状況(表-3)》

(単位:百万円)

区分	2016(H28)年度	2017(H29)年度	2018(H30)年度	2019(R1)年度	2020(R2)年度
学 生 納 付 金	2,645	2,654	2,667	2,644	2,652
附 属 病 院 収 入	26,376	27,335	27,687	29,271	27,693
外 資 部 金	1,962	2,459	2,300	2,318	2,622
合 計	30,983	32,448	32,654	34,233	32,967

予算編成にあたっては、予算規程に基づき、毎事業年度ごとの予算の編成に関する基本的な方針を定め、その方針に基づき予算を調整・編成し、経営審議会及び役員会の議を経て決定している。また、教育研究にふさわしい環境の整備として、教育・研究事業については、担当理事のもと、教育については「全学教育機構」、研究については「研究・産学官連携推進機構」において、より専門性を重視した予算編成を行っている。予算の執行ルールについては、学内研修の実施や研修資料の学内イントラネットへの掲載、研究費ハンドブックの作成等、教職員がより一層理解できるように努め、不適正な予算執行を防止している。

自己評価結果

自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点

外部資金の獲得の推進や附属病院の診療体制の強化等による診療収入の確保に努め、教育・研究の環境整備について戦略的・重点的な予算配分を行った。

改善を要する点

なし

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	大学設置基準 第四十条の三（教育研究環境の整備） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。	財務諸表等 中期目標・中期計画 年度計画・業務実績評価
②	大学院設置基準 第二十二條の三（教育研究環境の整備） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。	財務諸表等 中期目標・中期計画 年度計画・業務実績評価

又 イからりまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) ICT環境の整備</p> <p>全学的な情報管理の体制として、2019(令和元)年度に全学情報総括責任者(CIO)の設置を始めとした全学情報化推進体制を組織し、本学の情報化推進における基本理念・方針及び情報システム整備方針を定めた。</p> <p>また、各キャンパスの図書館(総合情報センター分館)にパソコンルームを設置するとともに、教員・学生が利用できる無線LAN「ncuwifi」を各キャンパスに整備するなど、ICT環境の整備を行っている。</p> <p>なお、2020(令和2)年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、オンラインによる講義やレポートの提出など、新たな形態の授業への取り組みを開始したが、対面による授業と新たな形態の授業が併存する中、学生はキャンパス内で無線LAN「ncuwifi」を使用して新たな形態の授業に参加することができた。「ncuwifi」利用可能箇所の拡大は、三密の回避とともに、学生の学修環境の大幅な改善に寄与したと考えている。</p> <p>2) 学生支援(学習支援)</p> <p>大学での学習をスタートするにあたり、大学生として身につけるべき基本的なアカデミックスキル(学びの作法)、大人として自覚に基づいた自己管理・身体管理方法、キャリアデザインに必要な視野を学ぶ初年次教育科目(全学部対象)を2016(平成28)年度から設けている。</p> <p>学生の学修支援施設として、各キャンパスに図書館(総合情報センター分館)を設置し、館内にパソコンルーム、グループ学習室、アクティブラーニングルーム等を備え、学生の自主的な学習を支援している。</p> <p>また、学生の自主的な学習活動を促すため、本学が指定する資格試験に合格した学生に対し、受験料の全額を補助する制度を設けている。</p> <p>留学を希望する学生に対しては、大学間交流協定を締結している大学との交換留学及び派遣留学、短期研修・実習、インターンシップ等、学生の多様なニーズに応えることができるよう、様々なプログラムを用意している。2020(令和2)年度以降は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により渡航が困難となったが、海外協定校とのオンライン研修・交流プログラムを実施しているところである。</p>	<p>なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により非対面型の講義が増えたこと等への対応として、2020(令和2)年度以降は、各研究科・学部に「教育の質保証チーム」を設置して、遠隔授業や課題研究による授業の水準の維持につとめている。</p> <p>3) 学生支援(特別な支援)</p> <p>支援を必要とする学生に対しては、保健管理センター等を窓口とし、授業を中心とする大学生活に必要なサポート(合理的配慮含む)に関する相談や調整、カウンセリング等を行っている。また、修学をサポートする「NCU キャンパスサポーター」制度を設けており、本学の学生が講義のない時間等を利用し、サポートを必要とする学生の支援活動を行っている。</p> <p>なお、障害の有無に関わらず、誰もが過ごしやすいキャンパスづくりを目指し、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」の施行(2016年4月)に伴い、本学においても「公立大学法人名古屋立大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」を制定し、障害のある学生への合理的配慮や支援が適切に実施されているか検討等を行う委員会を設置している。</p> <p>4) 学生支援(経済的な支援)</p> <p>経済的理由により、授業料の納付が著しく困難であり、かつ学業優秀と認められる場合には、授業料の全額または一部が免除される制度を設けている。</p> <p>なお、学部生(留学生以外)は、給付奨学金と入学金・授業料の減免が一体的になった「国の高等教育の修学支援制度」を適用し、大学院生・留学生は本学独自の授業料減免制度を適用している。</p> <p>その他、学生の修学を支援するため経済的理由により修学に困難がある学生を応援する基金「名市大生みらい応援基金」を立ち上げ、新入生を支援する「名市大生スタート支援奨学金制度」により、学生の経済的支援に取り組んでいる。</p> <p>5) 設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた是正・改善</p> <p>2018(平成30)年度に総合生命理学部を設置したことから、2021(令和3)年度まで文部科学省の設置計画履行状況等調査を受けていたが、4年間を通じて指摘事項は付されなかった。</p>
自己評価結果	当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	学生に対して、本学独自の経済支援策を実施している。
改善を要する点	なし

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	ICT環境の整備 教育研究上で必要なICT環境が整備されている。	名古屋市立大学における情報化推進の基本理念と方針 名古屋市立大学情報システム整備方針 総合情報センター学術情報部門(図書館) 名古屋市立大学情報システム運用基本規程 名古屋市立大学情報化推進委員会規程
②	学生支援 学生の学習支援に対する体制が整備され、適切に支援が行われている。	2022年度教養教育履修要項(大学特色科目) 総合情報センター学術情報部門(図書館) 資格取得支援制度(国際交流・留学)在学生の方へ 令和2年度業務実績報告書
③	学生支援 特別な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	障害学生支援
④	学生支援 経済的な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	学費・奨学金等
⑤	設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた是正・改善 設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育活動等の是正または改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を踏まえ、是正または改善に努めている。	(文部科学省ウェブサイト)設置計画履行状況等調査の結果について

Ⅱ 「基準 2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料

1) 自己分析活動の状況

<p>本学は、2006年4月に公立大学法人化される際、理念を「大学を設置し、及び管理することにより、知の創造と継承」（公立大学法人名古屋市立大学定款第1条）と定めた。設置団体である名古屋市から指示された中期目標において、第一期以降、現在の第三期（対象期間：2018～2023年度）に至るまで、大学の基本的な理念は「全ての市民が誇りに思う・愛着の持てる大学をめざす」とされている。また、第三期中期目標では、教育については、「総合大学の特性を活かした全学的学際的な教育体制により、教養教育の体系化及び強化を進める。」「教育に対する自己点検・評価、学生による教育評価、外部評価等を有効に活用する」等、研究については、「最先端の研究成果を世界に発信する地域の研究拠点として、創造性に富む高度な研究を展開する。」「研究費を戦略的に配分し、外部研究資金の獲得を図るなどにより、研究環境の充実につなげ、もって高度なレベルの研究活動を推進し、さらなる外部研究資金の獲得につなげるといった、好循環を形成し、研究基盤を強化することで世界をリードする研究を推進する。」等とされている。</p> <p>第三期中期目標の達成のため、本学が作成した第三期中期計画において、教育については、「カリキュラムの体系化、学修成果の可視化、成績評価の厳格化などにより、大学教育の質を確保する。」等としており、2019年9月に、本学の教育の質を管理する全学教育機構において教学マネジメント基本方針を策定し、教育内容の改革、教育方法の改善等についての全学的な方針を示した。それらの推進にあたっては高等教育院（2018年4月設置）が中心的な役割を果たすこととしており、ステークホルダーである本学の学生を対象とした大学満足度調査を活かした教育改善の取り組みを実施している。調査結果は全学教育機構の会議に報告され、各学部・研究科において改善方法等を検討し、その結果を共有するという一連の流れにより、教育改革、全学的な満足度の向上へとつなげている。</p> <p>また、学修成果に関する分析として教学IRの促進に取り組んでおり、2020年度に文部科学省の「デジタルを活用した大学・高専教育高度化プラン」の事業に採択され、2021</p>	<p>年度においては、獲得した補助金を利用してデータベースの構築と分析ツールの導入に向けて準備を行った。同年10月には、教学IRをテーマに教育改革フォーラム（全学FD）を開催したり、教学IRに関するパンフレットを作成したりして学内の気運を醸成した。さらに、語学教育については、第三期中期計画において「グローバルな視点とコミュニケーション能力を持ち、多文化共生社会の実現に貢献する人材を育成するため、語学カリキュラムの見直しを行い、教養教育と専門教育の連携を図りながら、全学的かつ効果的な語学教育を実施する。」とし、2018年度から新たな語学プログラムを実施している。同年度以降も、新たな語学プログラムの検証や教養語学履修後の継続的な語学学習環境の創出等により改善に努めている。</p> <p>一方、研究については、第三期中期計画において「全学的な研究推進機関である研究戦略企画会議のもと、研究推進本部の活動をさらに活性化し、強みとなる研究分野への一層の支援を行うなど戦略的に研究施策を推進することにより、世界水準の研究の展開を図る。」「研究情報の調査・分析、7研究科を有する総合大学としての特性を活かした分野横断的な研究体制の構築や学外との連携などにより、世界的に高度なレベルの研究活動を推進する。」等としている。前者については、全学的な研究関係の会議体において、定期的に研究成果・外部研究資金の獲得状況を把握、分析し、その結果を戦略的に各種施策に反映するというサイクルを構築している。後者についても、同会議体において、分野横断的な研究体制構築に資する施策の検討するほか、URA（University Research Administrator）による学内外の体制構築支援にも取り組んでおり、本学の有する研究内容（研究者）を正しく整理・分析することにより、他大学との共同研究や外部資金獲得につながるような事例が生まれている。</p>
---	---

2) 自己分析活動の取組み（目次） ※学習成果に関する分析の取組み等を1つ以上記述します

No.	タイトル	ページ数
1	全学的な語学教育改革	37
2	大学満足度調査に基づく教育改善の取り組み	38
3	学修成果に関する分析の取り組み【学習成果】	39
4	研究力分析による戦略的な研究施策の推進の取り組み	40
5	総合大学としての特性を活かした分野横断的な研究体制の構築	41

3) 自己分析活動の取組み

タイトル (No. 1)	全学的な語学教育改革
分析の背景	<p>2014（平成26）年10月、本学の基本理念や行動指針となる「名古屋市立大学憲章」を制定した。2015（平成27）年6月には「語学教育の基本方針」を策定し、それらのもとで語学教育の質の向上に取り組んでいる。第一の目標として、教養教育における新たな語学プログラムを検討し、2018（平成30）年度に導入した。以降も、新たな語学プログラムの検証や教養語学履修後の継続的な語学学習環境の創出等、改善の取り組みを継続的に実施している。</p>
分析の内容	<p>2017（平成29）年度以前の語学プログラムでは、学部・学科ごとに履修するクラスを指定する（英語）、3つの言語から任意の言語を1つ選択する（未修外国語）等の方法で実施してきた。一定レベルの語学能力を修得させることができていたが、大学憲章に記された「個性に即した」教育や、「自ら学ばんとする者に広く門戸を開き、多様性のある学習環境」を提供することの必要性を改めて認識し、教育担当理事及び全ての学部の教員により構成する会議において、2015（平成27）年度に「語学教育の基本方針」を定め、2018（平成30）年度に下記のような改革（新たな語学プログラムの導入）を実施した。</p> <p>[英語] 必修科目・クラス指定から全科目選択制へ変更 学生の興味、ニーズ、レベルに合わせて、自らが伸ばしたいと思う能力を伸ばせるよう、多様な目的別の英語科目を提供（10科目から17科目へ増加）し、開講された科目から自由に選択できるように変更するとともに、一部科目においては習熟度別クラス編成も導入。</p> <p>[その他の言語] 提供科目の追加と選択幅の拡大 ドイツ語、フランス語、中国語のほか、韓国語、スペイン語、日本手話など10言語を提供するとともに、前期・後期で異なる言語選択を可能とし、語学学習を通じて多様なものの見方を育む教育環境を提供。</p> <p>[共通] 時間割を再編 学部・学科単位での時間割編成から全学部共通の時間割に再編し、総合大学であることの特性を活かして専門分野の異なる学生同士が学部・学科の垣根を越えて互いに学び合う環境を提供。協働・協調の精神を醸成し、チームの中で自らの役割を認識し、活躍できる人材を育成。</p> <p>2018（平成30）年4月には、教養教育や語学教育の企画や実施について統括する役割を担う高等教育院が設置され、語学教育改革についてもこれまでの全学教育機構の理念を引き継いで取り組みを続けている。具体的には、語学プログラム改革をテーマとした教育改革フォーラム（全学FD）を開催し、「語学ハンドブック」を参加者に配布した。「語学ハンドブック」には大学憲章や2015（平成27）年度に定めた「語学教育の基本方針」にもある語学プログラムの理念が示されており、フォーラム内においても改めて参加者に周知することで理解を深めた。さらに、教養語学履修後の継続的な語学学習環境の創出を視野に入れて、2019（平成31）年に全学年・全学部を対象として、全学開放科目を新設し、ウェブで公開して周知した。一方、全学開放科目については、キャンパスが分散しており、距離的な問題から履修しづらいとの声もあって履修希望者が決して多くなかったこともあり、2021（令和3）年には、オンラインで個別指導が受けられる Individual Online Consultations (IOC) の運用も開始した。教養教育だけでなく、在学中の4年間（6年間）を通じた学びを実現するため、語学プログラムの改善に努めている。</p>
自己評価	<p>個々の学生の学びに着目した教育改善の取り組みを継続的に実施することができており、今後、Individual Online Consultations (IOC) のさらなる利用者の増加に向けて、ポスター掲示やウェブサイトの充実等により、学生への周知を強化していく。また、教学IRの観点から、授業についてのアンケート（2021（令和3）年度より、学生自らが成長を実感できるような設問に変更して本格実施を開始）の結果等を参考に効果的なプログラム提供ができるよう検討を予定している。</p>
関連資料	<p>名古屋市立大学憲章 語学教育の基本方針（H27.6.8 第2回語学センター設立準備会全体会議） 語学プログラム 語学ハンドブック 名古屋市立大学高等教育院規程 新語学カリキュラムの成果・課題（R1.9.19 第11回教育改革フォーラム）</p>

タイトル (No. 2)	大学満足度調査に基づく教育改善の取り組み
分析の背景	大学生生活で経験した教育（教育環境を含む）についての学生からの評価を把握し、教育改革等に役立てることを目的として、全学生を対象にした「大学満足度調査」を毎年1回実施している。本調査は、他大学の実施状況を調査したうえで2007（平成19）年度より実施しているが、調査結果は全学教育機構の会議を通じて教職員で共有する他、学生にも公表している。各学部が中心となり、調査結果を分析し、学生の満足度を高めるための検討・改革を進めている。
分析の内容	<p>令和2年度大学満足度調査結果は、2021（令和3）年1月中旬から3月31日まで実施した（卒業生については同年2月26日まで）。以前は、確実に回答を得られるよう、原則として新2年生以上は年度当初の学部別ガイダンス、最終学年の学生は卒業式当日に実施することとしていたが、2020（令和2）年度からは、コロナ禍に加えて、学生の利便性を考慮してウェブ実施へ変更した。</p> <p>学生からの回答は、当該年度の調査結果に加え、過去3～5年間の推移や基準値を上回った（下回った）項目をはじめ、学部間の比較資料と共に全学教育機構の会議で報告される。</p> <p>全学教育機構の会議で報告を受けた各学部は、マイナス評価（満足度が低いことと同義。独自の算出方法による評価点について、総合評価としてプラスとマイナスで明示している）となった項目に対する改善方法の検討を組織的に行うほか、満足度が高かった項目についても考察し、その結果が改めて全学教育機構へ集約される。なお、2020（令和2）年度の結果分析については、コロナ禍の状況を考慮して、「コロナ禍において各学部で教育の質向上のために工夫したことや、今年度から新たにに取り組んでいること、次年度に向けて改善を検討していること」という項目を加え、新たな教育への取り組みについて各学部間で共有ができるように取り組んだ。</p> <p><調査結果の分析及び改善方法の検討と実際の取り組み事例></p> <p>「授業への教員の取り組みについて」 ○相談しやすいかという質問に対し、満足度が低かった学部の事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度調査結果「分析及び改善方法の検討」における回答（2020（令和2）年10月） ⇒【改善方法】チューター制、オフィスアワー等の活用がされているかを再確認し、相談機会の積極的な提供に努める ・令和2年度調査結果「分析及び改善方法の検討と新しい取り組み等について」における回答（2021（令和3）年10月） ⇒【2021（令和3）年度から取り組んでいること】チューター制度を利用して、新型コロナウイルス感染症に関する連絡や学生の状況把握をより多く実施した。学生には、体調面だけでなく、勉強に対する不安やモチベーションの低下などが生じていないかどうか、感染者や濃厚接触者となってしまった学生に対しては、不安等がないかどうか継続的に確認した。 <p>当該学部においては、教員に相談しやすいかという質問への満足度の低下について、2020（令和2）年10月時点で把握をし、改善方法について検討した。その結果、2021（令和3）年度には、コロナ禍という状況の中で、チューター制を活用し、体調面及び学習面等に関する学生への連絡を積極的かつ継続的にするという取り組みにつながった。</p>
自己評価	2007（平成19）年度より開始した大学満足度調査を活かした教育改善の取り組みを継続して実施しており、満足度という学生の主観的な印象を向上させるための取り組みは、学部の傾向やカリキュラムの特殊性もあり、試行錯誤に頼るところもあるものの、評価の高い学部あるいは評価が向上している学部が実施している方法を共有することで、各学部の評価の向上にとどまらず、大学全体として学生の満足度向上に努めている。課題としては、回答方法をウェブへ変更したことによる回答率の低下が上げられる。回答率が下がることで、学生の実態が把握しづらくなり、調査への意義が薄れることが懸念されるため、回答率向上に向けての取り組みについて検討を続けたい。
関連資料	大学満足度調査結果 大学満足度調査結果に対する分析とその後の対応について

タイトル (No. 3)	学修成果に関する分析の取り組み【学習成果】
分析の背景	2018（平成30）年4月に設置された高等教育院は、教養教育や語学教育の企画や実施を統括するとともに、教育改革を全学的に推進する役割を担っている。高等教育院では、学生調査の項目を見直すなど、常に学修成果を可視化する取り組みを行ってきたが、具体的な目標を全学的に共有するため、共通の取組方針や実施体制を定めた教学マネジメント基本方針を2019（令和元）年9月に定めた。また、2020（令和2）年8月、全学教育機構で今後の教学IR活動の方針を承認し、以降はこの方針に沿って全学的に取り組を進めている。
分析の内容	<p>学修成果に関する分析の取り組みに関して、2019（令和元）年9月に策定した名古屋市立大学教学マネジメント基本方針に基づき、2019（令和元）年度から2021（令和3）年度にかけて次のような取り組みを行った。</p> <p>○教学IRに関する方針決定及び学生調査等の更新</p> <p>教学マネジメント指針に例示された学修成果・教育成果を把握するために収集可能とされる情報と、学内で実施している各種学生調査（質問項目）の対応状況を調査したところ、必ずしも教学マネジメント指針に沿った内容で調査が実施されているとは言えないのが現状であった。高等教育院は、2020（令和2）年8月にこの現状を全学教育機構へ報告するとともに、各種学生調査の更新を行うとともに、今後、その結果を活用して教学IRに取り組む方針を示した。</p> <p>各種学生調査の更新については、授業改善のために各授業の中間時点で実施するアンケート（中間アンケート）を授業評価アンケートの位置付けとし、一方で、各授業の最終日前後で実施していたアンケートについては、学生が「自律的な学修者」となることを支援するため、授業科目レベルの学修成果に関して自己評価をするためのものと位置付けを変更した。目的に合わせた設問項目を設定し、名称も「自己評価・成長実感アンケート」に改めたうえで、整理後の設問項目において2020（令和2）年度後期に試行実施、2021（令和3）年度前期から本格実施した。</p> <p>○教学IRの促進</p> <p>2020（令和2）年度に文部科学省の「デジタルを活用した大学・高専教育高度化プラン」の事業に採択され、2021（令和3）年度に獲得した補助金を利用してデータベースの構築と分析ツールの導入に向けて準備を行った。学生個人の学修成果の可視化という観点から、2022（令和4）年度より「自己評価・成長実感アンケート」結果と学生の成績や履修状況を紐づけた分析を行い、学生にフィードバックする予定である。本事業では、これまでに引き続き学修者本位の教育の実現を目指し、詳細なデータ収集と分析を行っていく予定である。また、2020（令和2）年11月、2021（令和3）年10月には、テーマに教学IRを扱った教育改革フォーラム（全学FD）をそれぞれ開催し、他大学における教学IRの取り組みや課題を把握し、教学IRの理解を深めた。</p>
自己評価	<p>学生は学修成果についての自己評価という視点を持って調査に参加し、その結果についてはフィードバックされている。また、全学組織である全学教育機構において調査結果を報告し、各学部の結果を通知する等しており、継続的に調査を実施し、こうした取り組みを行っていくことにより学生、教職員を含めて全学的に意識を高めていくための仕組みを構築している。しかしながら、特に学修成果の可視化において重要な役割を果たす教学IRについては、学内への周知を着実に進める一方、データ収集及び分析の専門的視点が必要であり、さらなる教育の質保証に向けた取り組みが重要であると認識している。今後は、国の施策を踏まえ、長期的な目標と実態とのバランスを意識したうえで、引き続き各学部等との連携を取りながら教育改善を進めていく。</p>
関連資料	名古屋市立大学教学マネジメント基本方針 学生調査（広義）の活用の方向性と今後の教学IR活動（R2. 8. 5 全学教育機構） 高等教育院ウェブサイト（教学IR） 教学IRパンフレット 第13回（R2. 11. 12）、第15回（R3. 10. 11）教育改革フォーラム開催報告 各種アンケート様式等

タイトル (No. 4)	研究力分析による戦略的な研究施策の推進の取り組み																											
分析の背景	<p>中期目標では、第二期（2012（平成24）年度～2017（平成29）年度）、第三期（2018（平成30）年度～2023（令和5）年度）を通じて外部研究資金の獲得が掲げられており、第三期においてはその中期計画において研究情報の調査・分析に取り組むことが明記されている。具体的には、研究担当理事を中心とした研究関係の会議体である研究・産学官連携推進機構会議（以下、機構会議）において、定期的に外部研究資金の獲得状況を把握、分析し、その結果を戦略的に各種施策に落とし込む、というサイクルを構築している。</p>																											
分析の内容	<p>2015（平成27）年度に研究科・学部の枠を越えた全学的な研究推進機関である研究推進本部（現在の研究・産学官連携推進機構、以下、推進機構）を設置するとともに、学内外の研究の橋渡し役となる University Research Administrator（以下、URA）を配置することで、研究推進体制を強化し、国の競争的資金をはじめとした戦略的な外部研究資金の獲得に向けた支援を行うなど、研究力の強化に取り組んでいる。</p> <p>科研費を一例にあげると、例年、関連資料にあげた資料を適宜作成し、科研費に関する国及び本学の動向や数値の推移を会議体にて共有し、前年度の科研費申請・採択支援策の効果検証についても実施している。これらの情報について、機構会議で議論することはもちろん、URAを含む推進機構にて分析し、戦略的に研究関連施策を立案、推進することで外部研究資金の獲得につなげている。</p> <p>具体的な取り組み事例として、未申請率や基盤研究（B）採択件数に対する取り組みについて記述する。</p> <p>未申請率は、科研費未申請の教員の比率である。学内の外部研究費獲得に対する機運が醸成されているか、公募に関する情報が全学に浸透しているか等を測ることができる重要な指標の一つであり、第二期中期計画期間においては、数値目標となっていた。第三期では数値目標ではなくなったものの、引き続き、研究に関する指標の一つとして定期的に確認を行っている。第二期以前の2011（平成23）年度に17.8%であった未申請率を改善（目標9%）するため、学長による全学的な科研費セミナーを開催したり、事務的な周知だけでなく、該当する研究者に直接、最終年度前年度応募に関する情報を伝えたりするなど、学内の機運醸成やきめ細やかな公募情報の周知に取り組んだ結果、近年は東部・西部医療センターの大学病院化に伴う研究者数増加による影響はあるものの概ね満足できる水準を維持できている。</p> <p>また、基盤研究（B）については、URAにより本学の基盤研究（B）採択件数が他大学と比較して少ない、との分析がなされた。この分析結果を受け、機構会議で議論を重ね、2018（平成30）年度より学内競争的研究資金である特別研究奨励費の改革や基盤研究（B）採択の可能性が高いと思われる研究者の絞り込みとURAによる集中的なレビュー等を実施した結果、以下の表に示すとおり2019（令和元）年度からは増加傾向となっている。（数値の出典は、2022（令和4）年度のみ本学集計値、その他は文部科学省が発表している各年度の「科学研究費助成事業の配分について」）</p> <table border="1" data-bbox="276 1417 1382 1565"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>2017 (H29)</th> <th>2018 (H30)</th> <th>2019 (R1)</th> <th>2020 (R2)</th> <th>2021 (R3)</th> <th>2022 (R4)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基盤研究 (B) 採択件数 (新規+継続)</td> <td>27</td> <td>29</td> <td>36</td> <td>45</td> <td>46</td> <td>51</td> </tr> </tbody> </table> <p>このような取り組みを地道に積み重ねることにより2020（令和2）年度の科研費採択件数及び金額は、初めて500件、10億円（526件、1,026,220千円 出典は、「令和2年度科学研究費助成事業の配分について」文部科学省）を超えることができた。</p> <p>このように研究力分析による戦略的な研究施策推進の取り組みの結果、近年の外部研究資金獲得額の実績は以下のとおりとなっており、第二期以前の2011（平成23）年度が20億円程度であったことと比較すると堅調に推移していると言える。</p> <table border="1" data-bbox="276 1774 1382 1845"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>2019 (R1)</th> <th>2020 (R2)</th> <th>2021 (R3)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部研究資金獲得額 (千円)</td> <td>2,770,524</td> <td>2,898,539</td> <td>2,903,240</td> </tr> </tbody> </table>						年度	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	基盤研究 (B) 採択件数 (新規+継続)	27	29	36	45	46	51	年度	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	外部研究資金獲得額 (千円)	2,770,524	2,898,539	2,903,240
年度	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)																						
基盤研究 (B) 採択件数 (新規+継続)	27	29	36	45	46	51																						
年度	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)																									
外部研究資金獲得額 (千円)	2,770,524	2,898,539	2,903,240																									
自己評価	研究力分析による戦略的な研究施策推進の取り組みが功を奏していると評価している。																											
関連資料	令和4年度第1回研究・産学官連携推進機構会議資料（資料2-2. 科研費の交付内定状況（令和3年度）） 令和3年度第12回研究・産学官連携推進機構会議資料（資料5. 令和3年度URA活動実績報告） 令和3年度 研究・産学官連携推進機構会議及び教育研究審議会 開催実績																											

タイトル (No. 5)	総合大学としての特性を活かした分野横断的な研究体制の構築																			
分析の背景	<p>第三期（2018（平成30）年度～2023（令和5）年度）中期目標の研究の推進に関する目標に対応する、中期計画として、7研究科を有する総合大学としての特性を活かした分野横断的な研究体制の構築や学外との連携などにより、世界的に高度なレベルの研究活動を推進することが明記されている。また、SDGsに顕著のように近年の社会課題の解決には、分野横断的な学際的取組が求められていることもあり、そのような研究体制構築に取り組む必要がある。具体的には、研究担当理事を中心とする研究科・学部の枠を越えた全学的な研究関係の会議（研究・産学官連携推進機構会議）において、分野横断的な研究体制構築に資する施策の検討を行う他、産学官共創イノベーションセンターにおいて University Research Administrator（以下、URA）による学内外の体制構築支援にも取り組んでいる。</p>																			
分析の内容	<p>学内の競争的研究費である特別研究奨励費の一区分として、外部研究資金獲得及び、将来、本学を特徴づける研究へ発展することができる、分野横断的な研究体制による先端的研究課題を設けている。本区分は特別研究奨励費の中でも最も金額規模の大きな区分（2年度で最大1,000万円）であり、その区分の応募要件として研究科をまたいだ研究グループの構築を掲げることで、分野横断的な研究体制構築のインセンティブとしている。また、2020（令和2）年度からはデータサイエンス、SDGs等に関連する研究課題を優先採択とする要件を提示しており、研究者にとって、よりグループ構築しやすいものとなるよう研究・産学官連携推進機構会議での議論を経て制度を改善した。</p> <p>また、2015（平成27）年度に配置した、産学官共創イノベーションセンターに所属する2名のURAは、研究者に寄り添い、研究活動の企画・マネジメント、研究成果活用促進を行うことにより、研究活動の活性化や研究開発マネジメントの強化等を支える業務に従事する専門人材であるが、学内外の研究の橋渡し役としても機能しており、分野横断的な研究体制の構築に大きく貢献している。URAは、年間約100件前後の研究者との面談・研究相談を実施しており、研究者に関する情報を幅広く収集することで、研究者に必要な研究・公募情報を的確に提供する他、学内外の研究組織、研究者間のハブ機能の役割（共同研究者の提案、橋渡し支援）を担っている。加えて、外部のURA・産学連携機関とも連携を深めており、学外の研究グループ・ネットワーク構築のさらなる支援も可能な体制となってきた。</p> <p>これらの活動の結果、包括連携協定を締結している大学との間で医薬工連携のような分野横断的な共同研究に発展した事例や外部資金獲得につながるような事例も生まれてきている。近年は、分野横断的な研究体制の構築・取り組みが前提、又は推奨とされている国の公募事業も多く、以下は、そのような公募に対し、URAが中心となって分野横断的な研究体制・グループ構築等に取り組む、採択に至ったものである。</p> <table border="1" data-bbox="368 1375 1474 1688"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>関連する主な研究科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2017（H29）</td> <td>先端研究基盤共用事業（文科省）</td> <td>医学、薬学を中心に全研究科</td> </tr> <tr> <td>2018（H30）</td> <td>大学を活用した文化芸術推進事業（文化庁）</td> <td>芸術工学、医学</td> </tr> <tr> <td>2019（R1）</td> <td>持続的な産学共同人材育成システム構築事業（文科省）</td> <td>経済学、人間文化（他大学、企業を含む連携）</td> </tr> <tr> <td>2020（R2）</td> <td>共創の場形成支援プログラム（科学技術振興機構）</td> <td>芸術工学、医学（他大学、企業を含む連携）</td> </tr> <tr> <td>2021（R3）</td> <td>先端研究基盤共用促進事業 コアファシリティ構築支援プログラム（文科省）</td> <td>共用機器センターを中心に全学（外部機関、他大学との連携）</td> </tr> </tbody> </table>		年度	事業名	関連する主な研究科	2017（H29）	先端研究基盤共用事業（文科省）	医学、薬学を中心に全研究科	2018（H30）	大学を活用した文化芸術推進事業（文化庁）	芸術工学、医学	2019（R1）	持続的な産学共同人材育成システム構築事業（文科省）	経済学、人間文化（他大学、企業を含む連携）	2020（R2）	共創の場形成支援プログラム（科学技術振興機構）	芸術工学、医学（他大学、企業を含む連携）	2021（R3）	先端研究基盤共用促進事業 コアファシリティ構築支援プログラム（文科省）	共用機器センターを中心に全学（外部機関、他大学との連携）
年度	事業名	関連する主な研究科																		
2017（H29）	先端研究基盤共用事業（文科省）	医学、薬学を中心に全研究科																		
2018（H30）	大学を活用した文化芸術推進事業（文化庁）	芸術工学、医学																		
2019（R1）	持続的な産学共同人材育成システム構築事業（文科省）	経済学、人間文化（他大学、企業を含む連携）																		
2020（R2）	共創の場形成支援プログラム（科学技術振興機構）	芸術工学、医学（他大学、企業を含む連携）																		
2021（R3）	先端研究基盤共用促進事業 コアファシリティ構築支援プログラム（文科省）	共用機器センターを中心に全学（外部機関、他大学との連携）																		
自己評価	<p>上記に示したとおり、単なる分野横断にとどまらない社会課題の解決等につながるような効果的な研究グループ・体制も生まれており、成果が出ていると認識している。また、これまでは研究者の規模等からどうしても医学の研究者が中心となるグループ・体制が多かったが、2020（令和2）年度の特別研究奨励費において、都市政策、データサイエンス、SDGsに関連する研究課題を優先採択とする要件を提示したことで、経済学研究科や人間文化研究科の研究者を中心に分野横断的な研究グループ・体制が構築される動きも出てきており、持続的な動きとなるよう引き続き全学的な動向を注視しつつ、効果的な施策につなげていく。</p>																			
関連資料	令和4年度特別研究奨励費 公募要項 令和3年度第12回研究・産学官連携推進機構会議資料（資料5. 令和3年度URA活動実績報告） 産学官共創イノベーションセンター ニュースレター N+PLUS Vol.7																			

Ⅲ 「基準3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料

1) 特色ある教育研究の状況

<p>本学は、2006年の公立大学法人化以降、「全ての市民が誇りに思う・愛着の持てる大学をめざす」ことを基本的な理念とし（第一期～第三期中期目標）、「市民によって支えられる市民のための大学として、知の創造と継承をめざして真理を探究し、それに基づく教育によって社会の発展に貢献する人材を育成する。あわせて、広く市民、行政などと連携、協働して知の拠点として魅力ある地域社会づくりに貢献するとともに、教育・研究の成果を社会に還元することによって、私たちのまち名古屋の大学と実感される、全ての市民が誇りに思う愛着の持てる大学として活動する」ことを使命としている（第三期中期目標）。この使命を果たすことにより、本学の目的である「学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、もって社会文化の向上と人類福祉の増進に寄与する」（名古屋市立大学学則第1条）ことを実現できるものと考えている。</p> <p>第三期中期目標の達成のため作成した第三期中期計画（対象期間：2018～2023年度）において、本学は、能動的・主体的な学修への転換の推進や学生への経済的支援の拡充、障害学生への支援の充実、社会ニーズの高い研究への取組成果を行政課題の解決につなげていく脳神経科学研究所及び都市政策研究センターの設置、外部研究資金の獲得に向けた研究費の戦略的な配分等を掲げている。毎年度の年度計画の策定及び実施にあたっては、医・薬・経済・人文社会・芸術工学・看護及び総合生命理学の全7学部、7研究科を有する総合大学としての特性を活かして教育・研究の充実を図るほか、全学の教育の改善に取り組み、地域社会に貢献することができると期待できる人材を育成している。また、全学的な研究推進機関を有機的に活用し、独創的な研究や将来発展が期待できる優れた研究に対して研究費の重点的配分を行うなど、時代や社会の要請に対応した研究活動を推進している。</p> <p>上記に述べたように、本学は全7学部、7研究科を有する総合大学であり、医・薬・看護の医療系3学部を有する中部地区で唯一の公立大学である。その特徴を活かすべく、また、チーム医療の重要性が認識される中で、医療系3学部による多職種連携教育の検討を2007年から始め、2009年度に学部学生対象の「医療系学部連携チームによる地域参加型学習」（文部科学省大学教育・学生支援推進事業）を開始した。これは1年次から臨床現場で患者に触れることを目的とし、地域医療での課題解決をテーマとする学修であり、2013年には他大学とも連携した「地域と育む未来医療人『なごやかモデル』」に発展させた。現在も多職種連携教育を継続し、「いつまでもその人らしく暮らせる社会づくり（Ageing in place: AIP）」の実現と質の向上</p>	<p>を担う人材を養成している。</p> <p>また、第三期中期目標において、「少子化・高齢化が進行する社会の現状を踏まえて、…名古屋市を取り巻く諸問題の分析・解決に寄与する」とされたことを踏まえ、文系学部が中心となり、地域のまちづくり・子育て支援・医療・福祉・観光など、名古屋市をはじめとするこの地域が抱える多種多様な課題の解決を進めることを目的として、2018年に都市政策研究センターを開設した。総合大学である強みを活かしながら、課題解決に向けた調査・研究・分析を行っている。</p> <p>一方、全学的に研究及び社会貢献を推進するため、2019年に産学官共創イノベーションセンターを設置した。これは、2006年の公立大学法人化を機に開設した産学官・地域連携推進センターと、競争的外部資金獲得を目指して2015年に設置したURA（University Research Administrator）オフィスの機能を合わせて改組したものである。</p> <p>研究成果の知財化・実用化を推進する社会連携部門を統合することで、より強力な産学官金連携を進め、同センターを中心に研究の初期段階から産学官連携・技術移転・実用化に至るまで一貫したサポートを実施している。</p> <p>また、地域との関係では、本学の設置団体である名古屋市が認知症や発達障害などに対する抜本的な解決に向けた施策を行う必要があることから、その必要性に 대응するため、市からの支援も受け、2019年10月に「医学研究科脳神経科学研究所」を設置した。加齢脳疾患、発達障害・うつ病などの精神疾患等の発症機構解明と予防・治療法開発を目指した先進的な基礎研究を推進しており、学内だけでなく国内外の研究者とも連携を進めていく。</p> <p>上記の取り組みに加え、学内・学外と連携し、本学の有する教育・研究成果等の資源を活用し、2015年に国連サミットで採択されたSDGs（Sustainable Development Goals；持続可能な開発目標）の達成に向けた活動を推進するため、2021年5月にSDGsセンターを設立した。本学では、同センター設立以前からSDGsに関する活発な活動を行っており、とりわけ人文社会学部においては、SDGs達成にはESD（Education for Sustainable Development；持続可能で公平な社会をつくるための教育）が必要であると考え、2013年度から、1年生全員がESDとは何かを学ぶ「ESD入門」、人文社会学部の全ての教員が関わる「ESD基礎科目」（全6科目）を開講している。</p> <p>同センターを本学におけるSDGs推進のプラットフォームとして、SDGs未来都市に選定された名古屋市とも協働しながら、行政や企業等との連携により、本学の長を活かした取り組みを推進し、社会課題の解決に貢献していく。</p>
---	---

2) 特色ある教育研究の取組み（目次）

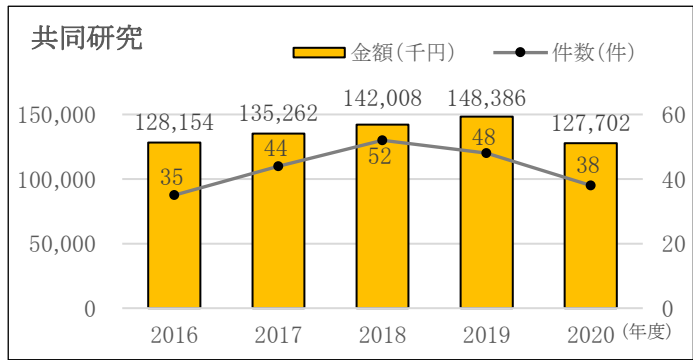
No.	タイトル	ページ数
1	医学・薬学・看護学部の連携による教育研究の取組み	45
2	都市政策研究センターにおける活動	46
3	産学官共創イノベーションセンターにおける取組み	47
4	脳神経科学研究所を中心とした名古屋市医療施策に対する研究の取組み	48
5	SDGs 推進の取組み	49

3) 特色ある教育研究の取組み

タイトル (No. 1)	医学・薬学・看護学部との連携による教育研究の取り組み
取組の概要	<p>本学は医・薬・看護学の医療系3学部を有することを特徴の一つとしており、2007（平成19）年度に医療系3学部による多職種連携教育（Interprofessional Education:IPE）の検討を開始し、2009年度に学士課程1年次の教養科目として開講した。医・薬・看護学の学生による混成グループで学習することにより、大学生としての学習方法を修得し、将来の医療専門職としての自覚を育み、それぞれが目指す職種の役割をお互いに理解し、チーム医療の基盤を形成することを目指した。</p> <p>2009（平成21）年度に文部科学省大学教育・学生支援推進事業に採択され、「医療系学部・研究科連携教育委員会（AMEC）」を立ち上げ、同委員会が中心となって学士課程1年生を対象とする教育「医療系学部連携チームによる地域参加型学習」を企画し、事業を実施した。さらに2013（平成25）年度から5年間は、本学と名古屋学院大学・名古屋工業大学の連携による文部科学省未来医療研究人材養成拠点形成事業「地域と育む未来医療人『なごやかモデル』」を実施し、学士課程における「コミュニティ・ヘルスケア卒前教育プログラム」、博士課程における「コミュニティ・ヘルスケア指導者養成コース」など6つのプログラムを展開した。これは、社会の高齢化の進展に伴い、地域コミュニティにおける健康寿命延伸への取り組みや在宅医療の推進など各医療専門職の連携による「チーム医療」の重要性が高まっており、こうした変化に対応できるプロフェッショナルリズムを持った人材を育成することが喫緊の課題と考えたためである。同事業終了後の現在もIPEを継続し、学生が地域の方々と協働を通して、住み慣れた街でいつまでもその人らしく暮らせる社会づくり（Aging in place:AIP）の実現と質の向上を担う人材を養成している。</p>
取組の成果	<p>学士課程における「コミュニティ・ヘルスケア卒前教育プログラム」は医師・薬剤師・看護師を目指す学士課程の学生が、博士課程における「コミュニティ・ヘルスケア指導者養成コース」は職務経験を有する博士課程（前期課程・後期課程）の学生が、それぞれともに学ぶことにより、学生はお互いの職種の役割を把握するとともに、各職種の視点の違いを学ぶことができている。</p> <p>学士課程における「コミュニティ・ヘルスケア卒前教育プログラム」は、5科目10単位で構成しており、受験生の本学への志望動機の一つとなっている。本プログラムのうち、1年生を対象とする「インタープロフェッショナル・ヘルスケア論」を教養教育科目に位置づけており、2021（令和3）年度は3学部合わせて239名が単位を取得した。</p> <p>「インタープロフェッショナル・ヘルスケア論」では、学生は10名前後の学部混成チームで学修し、地域のコミュニティや保健センター、病院といった担当地域や施設のニーズ、課題に取り組んでいる。形成評価として「チーム力評価」と「プロフェッショナルリズムとコミュニケーション能力のピア評価」を1年間に4回行うことにより、学修の進行に伴い、チーム力が高まっていく様子を確認できている。2020～2021（令和2～3）年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により現地活動が制限されたが、遠隔による健康講座など学生の創意工夫による活動が展開された。</p> <p>また、博士課程における「コミュニティ・ヘルスケア指導者養成コース」は、上記事業（『なごやかモデル』）終了後の2018（平成30）年に科目を再編成し、9科目とした。このうち3科目は名古屋工業大学大学院工学研究科との単位互換科目である。医師・薬剤師・看護師・保健師・理学療法士・管理栄養士などの職務経験を有する博士課程（前期課程・後期課程）の学生が履修し、2021（令和3）年度の単位取得者数は延べ50名であった。</p> <p>上記の各事業を履修した卒業生・修了生は、それぞれの職種でAIPの実現に貢献している。</p> <p>また、本取り組みがきっかけとなり、2014（平成26）年度から経済学部・人文社会学部・芸術工学部の学生を対象とする「地域連携参加型学習」を新たに開講するなど、地域参加型学習が学内に広がった。</p>
自己評価	<ul style="list-style-type: none"> ・3学部の学生が協力して地域や施設等における課題解決に取り組むことにより、地域医療に対するチームとしての連帯感、責任感の育成につながっている。 ・学生が地域や施設等の方々と接し、ニーズや課題を発見して取り組むことにより、地域社会・地域医療における課題解決能力の育成につながっている。 ・2009（平成21）年度の事業開始時から学士課程1年生の教育を、2013（平成25）年度以降に学士課程2年生以上と博士課程の教育を実施しており、IPEが定着している。 ・学生が地域や施設等の方々の協力を得ながら課題解決に取り組むことにより、AIPの実現に向けた一助となっている。授業の一環として、地域や施設等における健康寿命延伸のための食事や運動、認知症予防、感染防止、防災などの講座の開催、ポスター・通信等の作成を行っており、地域の健康づくりに貢献している。地域や施設の方々を対象としたアンケートでは、学生の活動に対して高い評価をいただいている。
関連資料	<p>インタープロフェッショナル・ヘルスケア論オリエンテーション冊子（令和3年度） インタープロフェッショナル・ヘルスケア論報告書（令和3年度） 「医療系学部連携チームによる地域参加型学習」ウェブサイト 「地域と育む未来医療人『なごやかモデル』」ウェブサイト</p>

タイトル (No. 2)	都市政策研究センターにおける活動
取組の概要	<p>都市政策研究センターは、全学的な共同研究体制のもと、名古屋大都市圏が抱える地域課題に対して、解決に寄与する調査・分析・研究を進めるため、2018年5月に開設された。</p> <p>開設から「都市政策」をキーワードに、シンポジウムやセミナーの開催、名古屋市及び近隣市町村からの受託研究を行うとともに、学生の社会貢献活動・地域貢献活動をサポートする活動などを実施している。</p>
取組の成果	<p>1 シンポジウム・セミナーについて</p> <p>シンポジウムについては、毎年テーマ(2018:大都市問題、2019:AI・IoT、2020:SDGs、2021:DX)を決め、幅広く市民を対象に開催、毎回500名程度が参加している。2021(令和3)年度については、「DX時代における都市の可能性」をテーマに外部講師による基調講演と産官学によるパネルディスカッションを実施した。セミナーについては、「都市政策」に関連の深い、自治体職員を対象に開催しており、毎回50名程度が参加している。2021(令和3)年度は、「社会経済の変化と都市政策」をテーマに学内の教員を講師として2回開催した。なお、いずれも2020・2021年は新型コロナウイルス感染症の影響があり、YouTube・Zoomを用いたオンライン形式で開催しているが多くの参加者を集めている。</p> <p>参加者アンケートでは、約6割が「役に立った」と回答しており、「講演テーマについて、今までイメージでしか理解していなかったが、理論的に説明いただき整理することができた。」といった声も寄せられた。こうしたアンケート結果は都市政策研究センター員で構成されるコーディネーター会議で共有され、次年度に開催するシンポジウムやセミナーの改善に役立てている。</p> <p>2 調査・研究について</p> <p>これまでも大学として社会貢献・地域貢献に取り組んできたところではあるが、調査・研究という側面から主にシンクタンクの機能となる「受託事業」と、センター独自の「自主研究」の2本柱で取り組みを行っている。このうち、「受託事業」については、名古屋市をはじめとする中部圏の自治体から、都市政策に関連するテーマの受託実績が多数あり実施している。「自主研究」については、センターの研究員が中心となり、外部有識者も交えながら都市政策に関連するテーマについて、調査・分析に取り組んでいる。</p> <p>2021(令和3)年度については、近隣の自治体や大学から人材育成支援や経済波及効果の算出といった事業を受託し、成果を還元することにより地域社会へ貢献している。</p> <p>3 学生のサポート活動「名市大未来まちづくり活動支援事業『温知学要』」</p> <p>都市政策研究センター所属の教員が定期的に活動報告の場でアドバイスをを行い、学生の社会貢献活動・地域貢献活動をサポートする目的で、2019(令和元)年度より事業をスタートしている。</p> <p>2021(令和3)年度は、水質汚染対策やLGBT啓発に関する商品を企業と作製した学生グループの支援を行った。支援したグループのうち3グループが国際化・情報化時代に、よりよい社会の実現にむけてアントレプレナーシップ(起業家的行動能力)を発揮できる若者の育成を目的とした「Youth Enterprise 2021 トレードフェア」で入賞し、対外的にも活動が評価された。</p>
自己評価	<p>シンポジウムのテーマについては、参加者アンケートを分析し、多数の意見のあったテーマを考慮し選定、実施している。また、2020(令和2)年度、2021(令和3)年度はコロナ禍のため、オンライン開催とし、名古屋市及び近隣市町村の他、国内の約100都市のSDGs未来都市、全国の国公立大学等にも案内することで、全国からの視聴申込があった。また、セミナーや調査・研究についても、名古屋市以外の自治体に活動の幅を広げている。学生のサポート活動については、2019(令和元)年度から新たに実施した。2020(令和2)年度、2021(令和3)年度はコロナ禍という特殊な要因があったが、オンラインでも、工夫次第で、学生の地域貢献・社会貢献活動の活性化を促し、それに寄与する可能性を見出した成果は大きいと考える。</p>
関連資料	都市政策研究センター ウェブサイト

タイトル (No. 3)	産学官共創イノベーションセンターにおける取り組み
取組の概要	<p>2006（平成 18）年の公立大学法人化を機に産学官・地域連携推進センターを開設し、学内での発明の発掘、知財管理、企業への技術導出を担うコーディネート部門の強化を図ってきた。また、2015（平成 27）年には URA（University Research Administrator）オフィスを設置し、更なる研究開発強化に取り組んできた。産学官共創イノベーションセンターは、その両組織の機能を統合し、研究と産学官金連携を総合的に支援する組織として 2019（平成 31）年に改組したものである。現在は、本センターを中心に研究の初期段階から産学官連携・技術移転・実用化に至るまで一貫したサポートを実施している。</p>
取組の成果	<p>本センターでは、特に企業との連携において、大学の萌芽的な研究シーズを共同研究や実用化へ連続的に発展させることができるように「組織」対「組織」の包括的な連携に取り組んでいる。センター設置前年の 2018（平成 30）年に持田製薬株式会社と包括連携協定を締結したことを皮切りに、2019（令和元）年には小野薬品工業株式会社と、2020（令和 2）年には日本メナード化粧品株式会社とそれぞれ包括連携協定を締結した。協定の下で、取り組むべき研究領域等について組織的に議論し、個別の共同研究に繋がるように取り組んでいる。本学の共同研究は 2020（令和 2）年度はコロナ禍によると思われる影響を受けたものの、これまでのところ堅調に推移しており、今後も連携企業をさらに開拓し、自治体や金融機関との連携を図ることにより本学の強みである医療・生命・健康科学領域などを中心としたオープンイノベーション拠点の形成を目指す。</p> <p>また、本学の知的財産の管理、活用を担うのも本センターの役割の一つである。ここ数年、本学の研究成果の実用化、技術移転が実を結びつつあり、文部科学省が公表している「大学等における産学連携等実施状況について」において、本学の特許権実施等収入は 2018（平成 30）年度に 22,437 千円となり、初めて 30 位以内にランクインしている。翌年度の 2019（令和元）年度には、38,913 千円を記録し、公立大学で 1 位（全体 16 位）となり、2021（令和 3）年度も同程度（38,831 千円）の実績をあげている。</p> <p>さらに、近年の新たな取り組みとしてアントレプレナーの育成・支援が挙げられる。愛知県、名古屋市及び浜松地域は、内閣府が世界と伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成を目指して選定した 4 つの「スタートアップ・エコシステム グローバル拠点都市」の一つであり、本学も行政、経済界、大学群で形成するコンソーシアムの一員として、起業家教育や技術シーズを有する研究者のスタートアップ支援を実施していく必要がある。この流れを受けて、2020（令和 2）年度に本センターの下にアントレプレナー育成・支援ワーキンググループ（以下、WG）を立ち上げ、これまで一部の学部・研究科での取り組みにとどまっていたアントレプレナーシップ教育等を全学的に展開していくため活動を開始した。WG での検討を踏まえて、全学の学生向けに学内外のアントレプレナー育成・支援関連情報の発信を行うとともに、2021（令和 3）年度より全学部対象の教養教育科目「起業家になる」を新規に開設できたことが現時点での成果として挙げられる。</p>
自己評価	<p>研究・産学官連携の分野では、産学官共創イノベーションセンターを中心に着実に成果を積み重ねており、効果的な活動ができていると評価している。特に、特許権実施等収入については、法人評価委員会による「令和元年度業務実績に関する評価結果」において、「特筆すべき取り組み」として「公立大学としての強みを生かした様々な取り組みを行い、客観的な評価をいただいていることは評価できる。」との意見をいただくことができた。</p>
関連資料	<p>名古屋市立大学産学官共創イノベーションセンターパンフレット 平成 30 年度 大学等における産学連携等実施状況について 大学等における産学連携等実施状況について（令和元年度実績）（令和 3 年 11 月 18 日更新） スタートアップ企業支援・アントレプレナーシップ教育</p>



タイトル (No. 4)	脳神経科学研究所を中心とした名古屋市医療施策に対する研究の取り組み
取組の概要	<p>本学は、社会ニーズの高い研究課題に取り組み、その成果を社会へ還元することを目指している。一方、設置団体である名古屋市は市民の関心が高い超高齢社会への対応や子育てしやすいまちづくりへの対策として認知症や発達障害などに対する抜本的な解決に向けた施策を行う必要がある。これらの必要性に応えるため、2019（令和元）年10月に「医学研究科脳神経科学研究所」を設置した。この研究所では社会ニーズの高い認知症や発達障害などに関する先進的な研究を推進し、発症メカニズムの解明及びそれに基づく予防法・治療法開発、早期発見のためのマーカー開発などにより成果を市民に還元し、医療・研究の両面で市の要請に応えていく。</p> <p>2020（令和2）年4月には、「名古屋市認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくり条例」が施行され、今後も名古屋市はこれら行政課題解決に重点的に取り組む必要があると考えられている。市立大学は、さらにこれら行政課題の解決にむけて先進的な研究に取り組み、研究成果を市民に還元できるよう行政・市民からの要請に応えていく。</p>
取組の成果	<p>2019（令和元）年10月に医学研究科に脳神経科学研究所を開設し、その後、認知症科学や認知機能病態学、神経発達症遺伝学といった新たな基礎医学分野を設置するとともに全国から優秀な研究者を採用し配置した。また、名古屋市からの補助を受け、先進的な脳神経科学研究に必要となる研究機器や行動解析機器類の導入、解析室やバイオバンクを新たに整備するなど、ソフトとハードの両面の強化を行った。これにより、本学では認知症や発達障害をはじめとする脳疾患に対する先進的な脳科学研究を行うためのプラットフォームを構築し、これらを活用した脳神経科学に関する先進的な基礎研究を行うと共に他機関や企業との共同研究の促進も図っている。</p> <p>これに加え、学内での連携の仕組みを構築し、医薬系の医療系3学部を有する総合大学としての強みを最大限生かした学際的な研究を推進すると共に、研究者向けの脳科学研究に関するセミナーを開催して研究者間のコラボレーションを促すなど、新たな共同研究につなげるための取り組みを行っている。</p> <p>更に、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）認知症等対策官民イノベーション実証基盤整備事業「認知症予防を目指した他因子介入によるランダム化比較研究（J-MINT）」による介入型の多施設共同研究に参加施設として参画しており、認知症のリスクをもつ高齢者500名を対象として複合的認知症予防プログラム（生活習慣病管理、運動、栄養、認知トレーニングの複合介入）の認知機能向上や認知機能低下の抑制に対する有効性検証を行っている。</p> <p>また、2020（令和2）年10月に、発達障害をテーマとした「市民公開講座」を開催するとともに2021（令和3）年11月～2022（令和4）年1月にかけて認知症や発達障害をはじめとする様々な脳疾患に関する研究成果を学ぶ全8回の講義「最新医学講座 オープンカレッジ」を開催するなど、市民に対して、関心の高い疾患に関する学びの機会を提供するなど、研究成果の直接的な還元を行っている。</p> <p>なお、2021（令和3）年4月には、名古屋市立東部医療センター、西部医療センターが医学部附属病院となり、更に2023（令和5）年4月には、名古屋市立緑市民病院、名古屋市厚生院附属病院が新たに医学部附属病院となる予定である。附属病院群の拡大に伴い、先進的な脳神経科学研究を行うための臨床データや臨床サンプル、研究シーズ等が増加する見込みであり、これらの研究フィールドを最大限活用したトランスレーショナルリサーチの加速も期待される。</p>
自己評価	<p>2019（令和元）年10月の脳神経科学研究所の開設以降、学内外との連携を通じた脳疾患の発症メカニズム解明と予防治療法開発に関する先進的な基礎医学研究が推進され、市民への研究成果の還元に向けた研究が現実に行っているなど、着実に成果を積み重ねており、研究所として拠点機能を果たしつつあると評価できる。社会的に大きな関心を寄せられている認知症や発達障害等、超高齢社会の医療ニーズとそれらの行政課題の解決への寄与は、地域に根差した総合大学の特色ある研究拠点として評価できる。</p>
関連資料	<p>名古屋市立大学医学研究科脳神経科学研究所 ウェブサイト 公立大学法人名古屋市立大学 平成30年度業務実績に関する評価結果 (P.14) (名古屋市公立大学法人評価委員会)</p>

タイトル (No. 5)	SDGs 推進の取り組み
取組の概要	<p>本学では以前より各研究科・研究センターなどにおいて SDGs に関連し、人文社会学部を中心とした ESD(Education for Sustainable Development: 持続可能な開発のための教育)の実践、生物多様性研究センターにおける生物多様性の理解と生態系の保全を目指した研究、都市政策研究センターにおける都市が抱える様々な問題の解決を目指した研究など、さまざまな取り組みを行ってきた。しかし、取り組みについて全学的に把握し、学内・学外の窓口となって活動する拠点が無く、これらの成果を十分に活用できていない状況があった。そのため、学内・学外と連携し、本学の有する教育・研究成果等の資源を活用し、2015年(平成27年)に国連サミットで採択されたSDGsの達成に向けた活動を全学的に推進するため、2021年(令和3年)4月にSDGs担当の学長補佐を新たに任命し、2021年(令和3年)5月『名古屋市立大学SDGsセンター(以下、「SDGsセンター」という。)]を設立し、大学全体としてSDGs推進に取り組んでいる。</p>
取組の成果	<p>1 SDGsセンターについて</p> <p>SDGs担当の学長補佐をセンター長に、各研究科にセンター員を配するとともに、関係する事務組織も参画し、全学組織としてSDGsセンターを運営している。また、学外連携を進める観点より、必要に応じて学外関係者がセンター会議に参加できる仕組みを整えている。SDGsセンターでは、学内における活動の取りまとめを担うとともに、学生・教職員のSDGsに対する意識の醸成、学外との連携窓口として、名古屋市や各種業界との連絡調整、学内の取り組み成果の積極的な発信、働きかけを行っている。学内の各部署におけるSDGs関連の取り組みについて積極的に情報発信を行い、行政、産業界、金融界、マスコミ等の各機関との連携を深めている。</p> <p>2 具体的な取り組みについて</p> <p>(1)「SDGs IDEA FORUM」の開催(名古屋市との共催)</p> <p>SDGs達成に向けた名古屋市の地域課題を大学生のアイデアで解決に導くこと目指した「SDGs IDEA FORUM」を名古屋市と共催で2020(令和2)年度から開催している。名古屋市にキャンパスがある大学の学生を対象にアイデアを募集、優秀なアイデアには活動支援金を授与し、取り組みを支援している。2020年度は総数82件の応募があり、書類選考の結果、優秀8チームが「SDGs IDEA コンテスト」に出場、プレゼンテーションの結果、最優秀等賞が授与されている。学生ならではの柔軟かつ革新的な発想から提案されたアイデアについては、名古屋市ウェブサイトや新聞報道等を通じて市民に広く周知されており、SDGsに対する意識啓発につながっている。</p> <p>(2)人文社会学部におけるESDの実施</p> <p>本学の人文社会学部では2013(平成25)年度から学部の理念としてESD(Education for Sustainable Development: 持続可能な開発のための教育)を行ってきたが、さらに2017(平成29)年度からはSDGs達成のためにESDを「自然や他者との関わりを通して地球社会及び人間存在を問うとともに、私たち一人ひとりの『持続可能な生き方/あり方』を捉え直す教育」とし、学部教育のコアに位置付けている。1年生全員がESDとは何かを学ぶ「ESD入門」を履修し、その後、人文社会学部の全ての教員が関わる「ESD基礎科目」プログラムを設けている。学科の枠を超えてチームを組み、オムニバスで持続可能な開発に関わる諸問題を扱う。2020(令和2)年度・2021(令和3)年度には、ESD基礎科目の振り返りと基礎科目と専門科目とのつながりを意識化することを目的としたワークショップ形式のFDを実施して、各プログラムの点検と改善を行っている。2年次・3年次も関連科目が設定されており、継続して持続可能な社会づくりを学ぶ仕組みを整え、持続可能な社会形成に求められる知識、スキルを有した人材を各種業界に幅広く輩出している。なお、全学共通の教養科目に「ESDと地域と環境」といった科目を開設するなど、ESDについて他学部学生が学ぶ機会も設けている。</p>
自己評価	<p>SDGsセンターの設置により、本学のSDGsへの取り組みをまとめて発信できるようになり、テレビ・新聞等各方面で紹介されるなど、本学のSDGsへの取り組みの見える化につながっている。</p> <p>今後は、名古屋市立大学SDGsセンターを中心に活動を推進し、研究成果の積極的な情報発信により学外(SDGsサポーターを含む)との連携実績を増やす中で共同・受託研究等の新たな外部資金の獲得や中学・高校向け、市民向けのイベント実施などを通じて、意識の醸成を図るなど取り組みを進めていく。</p> <p>なお、大学におけるSDGsの取り組み等を評価する「THEインパクトランキング2022」のSDG3(すべての人に健康と福祉を)において、本学は全国1位(世界21位)を獲得するなど、高い評価を得ている。</p>
関連資料	<p>名古屋市立大学SDGsセンター ウェブサイト</p> <p>THEインパクトランキング2022 本学結果 ウェブサイト</p> <p>人文社会学部ホームページ内SDGs ウェブサイト</p> <p>生物多様性研究センター ウェブサイト</p> <p>都市政策研究センター ウェブサイト</p>

認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式1(2022年5月1日現在)

事項		記入欄		備考	
大学の名称		公立大学法人 名古屋市立大学			
学校本部の所在地		愛知県名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄1			
学士課程	学部・学科等の名称	開設年月日	所在地	備考	
	医学部 医学科	1950年4月1日	名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄1 桜山(川澄)キャンパス		
	薬学部 薬学科 生命薬科学科	1950年4月1日 2006年4月1日 2006年4月1日	名古屋市瑞穂区田辺通3-1 田辺通キャンパス	・2006年4月1日薬学部再編	
	経済学部 公共政策学科 マネジメントシステム学科 会計ファイナンス学科	1964年4月1日 2007年4月1日 2007年4月1日 2007年4月1日	名古屋市瑞穂区瑞穂町字山の畑1 滝子(山の畑)キャンパス	・2007年4月1日経済学部再編	
	人文社会学部 心理教育学科 現代社会学科 国際文化学科	1996年4月1日 2013年4月1日 1996年4月1日 1996年4月1日	名古屋市瑞穂区瑞穂町字山の畑1 滝子(山の畑)キャンパス	・心理教育学科は、人間科学科(1996年4月1日設置)からの名称変更	
	芸術工学部 情報環境デザイン学科 産業イノベーションデザイン学科 建築都市デザイン学科	1996年4月1日 2012年4月1日 2012年4月1日 2012年4月1日	名古屋市千種区北千種2-1-10 北千種キャンパス	・2012年4月1日芸術工学部再編	
	看護学部 看護学科	1999年4月1日	名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄1 桜山(川澄)キャンパス		
	総合生命理学部 総合生命理学科	2018年4月1日	名古屋市瑞穂区瑞穂町字山の畑1 滝子(山の畑)キャンパス		
	大学院課程	研究科・専攻等の名称	開設年月日	所在地	備考
	教育研究組織	医学研究科 医学科専攻(修士) 生体機能・構造医学専攻(博士) 生体情報・機能制御医学専攻(博士) 生体防御・総合医学専攻(博士) 予防・社会医学専攻(博士)	1961年4月1日 2008年4月1日	名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄1 桜山(川澄)キャンパス	
薬学研究科 創薬生命科学専攻(博士前期) 創薬生命科学専攻(博士後期) 医療機能薬学専攻(博士) 共同ナノメディソン科学専攻(博士後期)		1961年4月1日 2010年4月1日 2012年4月1日 2012年4月1日 2013年4月1日	名古屋市瑞穂区田辺通3-1 田辺通キャンパス	・創薬生命科学専攻は、博士前期(2年)・後期(3年)課程の5年制 ・医療機能薬学専攻は博士課程4年制 ・共同ナノメディソン科学専攻は博士後期課程3年制	
経済学研究科 経済学専攻(博士前期・後期) 経営学専攻(博士前期・後期)		1968年4月1日 2005年4月1日 2005年4月1日	名古屋市瑞穂区瑞穂町字山の畑1 滝子(山の畑)キャンパス	・2005年4月1日経済学研究科の専攻を再編	
人間文化研究科 人間文化専攻(博士前期・後期)		2002年4月1日	名古屋市瑞穂区瑞穂町字山の畑1 滝子(山の畑)キャンパス		
芸術工学研究科 芸術工学専攻(博士前期・後期)		2002年4月1日	名古屋市千種区北千種2-1-10 北千種キャンパス		
看護学研究科 看護学専攻(博士前期・後期)		2003年4月1日	名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄1 桜山(川澄)キャンパス		
理学研究科 理学情報専攻(博士前期・後期)		2000年4月1日	名古屋市瑞穂区瑞穂町字山の畑1 滝子(山の畑)キャンパス	・2020年4月1日システム自然科学研究科から名称変更	
専門職学位課程		研究科・専攻等の名称	開設年月日	所在地	備考
別科等		別科・専攻科・附置研究所等の名称	開設年月日	所在地	備考
		高等教育院 名古屋市立大学医学部附属病院 名古屋市立大学医学部附属東部医療センター 名古屋市立大学医学部附属西部医療センター	2018年4月1日 1950年4月1日 2021年4月1日 2021年4月1日	名古屋市瑞穂区瑞穂町字山の畑1 滝子(山の畑)キャンパス 名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄1 桜山(川澄)キャンパス 名古屋市千種区若水一丁目2-23 名古屋市北区平手町1丁目1-1	
学生募集停止中の学部・研究科等		薬学研究科医療機能薬学専攻(博士後期)(平成24年度学生募集停止, 在学生数0人)			

	学部・学科等の名称	専任教員等								非常勤 教員	専任教員一人 あたりの在籍 学生数	備 考
		教授	准教授	講師	助教	計	基準数	うち教授数	助手			
学 士 課 程	医学部	88人	76人	107人	188人	459人	140人	30人	0人	96人	1.28人	薬学部:実務家専任教員5名 ※青色セルは内数
	薬学部	18人	13人	14人	9人	54人	36人	18人	0人	28人	10.20人	
	薬学部 薬学科	14人	8人	11人	7人	40人	28人	14人	0人			
	薬学部 生命薬科学科	4人	5人	3人	2人	14人	8人	4人	0人			
	経済学部	18人	15人	2人	0人	35人	24人	12人	3人	43人	27.94人	
	経済学部 公共政策学科	8人	6人	1人	0人	15人	8人	4人	1人			
	マネジメントシステム学科	6人	4人	1人	0人	11人	8人	4人	1人			
	会計ファイナンス学科	4人	5人	0人	0人	9人	8人	4人	1人			
	人文社会学部	19人	16人	3人	0人	38人	20人	10人	0人	60人	22.68人	
	人文社会学部 心理教育学科	7人	5人	0人	0人	12人	6人	3人	0人			
	現代社会学科	6人	4人	2人	0人	12人	8人	4人	0人			
	国際文化学科	6人	7人	1人	0人	14人	6人	3人	0人			
	芸術工学部	14人	12人	4人	1人	31人	20人	11人	0人	56人	13.77人	
	芸術工学部 情報環境デザイン学科	4人	4人	1人	0人	9人	5人	3人	0人			
	産業イノベーションデザイン	4人	3人	1人	0人	8人	7人	4人	0人			
	建築都市デザイン学科	6人	5人	2人	1人	14人	8人	4人	0人			
	看護学部	10人	15人	4人	8人	37人	12人	6人	0人	20人	8.73人	
	総合生命理学部	13人	10人	0人	1人	24人	12人	6人	0人	21人	7.71人	
	その他の組織等(高等教育院)	1人	0人	0人	0人	1人	—	—	0人	127人	—	
	(大学全体の収容定員に応じた教員数)	—	—	—	—	—	39人	20人	—	—	—	
計	181人	157人	134人	207人	679人	303人	113人	3人	451人	5.77人		
大 学 院 課 程	研究科・専攻等の名称	研究指導教員及び研究指導補助教員								助手	非常勤 教員	備 考
	研究指導 教員	うち 教授数	研究指導 補助教員	計	研究指導 教員 基準数	うち 教授数	研究指導 補助教員 基準数	基準数計				
	医学研究科 医科学専攻(修士課程)	58人	58人	211人	269人	6人	4人	6人	12人	0人	33人	
	医学研究科 生体機能・構造医学専攻(博士課程)	17人	17人	74人	91人	30人	20人	30人	60人	0人		
	医学研究科 生体情報・機能制御医学専攻(博士課程)	13人	13人	54人	67人					0人		
	医学研究科 生体防衛・総合医学専攻(博士課程)	21人	21人	70人	91人					0人		
	医学研究科 予防・社会医学専攻(博士課程)	7人	7人	13人	20人					0人		
	薬学研究科 創薬生命科学専攻(博士前期課程)	9人	6人	11人	20人	6人	4人	3人	9人	0人	40人	
	薬学研究科 創薬生命科学専攻(博士後期課程)	9人	6人	11人	20人	5人	4人	4人	9人	0人		
	薬学研究科 共同ナノメディシン科学専攻(博士後期課程)	3人	3人	6人	9人	2人	2人	2人	4人	0人		
	薬学研究科 医療機能薬学専攻(博士課程)	9人	9人	16人	25人	5人	4人	4人	9人	0人		
	経済学研究科 経済学専攻(博士前期課程)	20人	10人	0人	20人	5人	4人	4人	9人	3人	12人	
	経済学研究科 経済学専攻(博士後期課程)	11人	10人	7人	18人	5人	4人	4人	9人			
	経済学研究科 経営学専攻(博士前期課程)	16人	9人	0人	16人	5人	4人	4人	9人			
	経済学研究科 経営学専攻(博士後期課程)	10人	9人	6人	16人	5人	4人	4人	9人			
	人間文化研究科 人間文化専攻(博士前期課程)	38人	20人	0人	38人	4人	3人	1人	5人	0人	12人	
	人間文化研究科 人間文化専攻(博士後期課程)	29人	20人	10人	39人	3人	2人	2人	5人	0人		
	芸術工学研究科 芸術工学専攻(博士前期課程)	30人	14人	0人	30人	4人	3人	3人	7人	0人	4人	
	芸術工学研究科 芸術工学専攻(博士後期課程)	30人	14人	0人	30人	4人	3人	3人	7人	0人		
	看護学研究科 看護学専攻(博士前期課程)	24人	10人	3人	27人	6人	4人	6人	12人	0人	43人	
	看護学研究科 看護学専攻(博士後期課程)	10人	10人	14人	24人	6人	4人	6人	12人	0人		
	理学研究科 理学情報専攻(博士前期課程)	24人	13人	0人	24人	4人	3人	3人	7人	0人	6人	
	理学研究科 理学情報専攻(博士後期課程)	23人	13人	1人	24人	4人	3人	3人	7人	0人		
	計	411人	292人	507人	918人	109人	79人	92人	201人	3人	150人	

	区 分	基準面積	専用		共用		共用する他の学校等の専用	計	備 考		
			専用	共用	専用	共用					
校地等	校舎敷地面積	—	233,160 m ²	0 m ²	0 m ²	0 m ²	0 m ²	233,160 m ²			
	運動場用地	—	20,468	0	0	0	0	20,468			
	校地面積計	74,634 m ²	253,628	0	0	0	0	253,628			
	その他	—	6,296	0	0	0	0	6,296			
校舎等	区 分	基準面積	専用		共用		共用する他の学校等の専用	計	・『校舎面積計』の『計』欄は [注]14に、同『基準面積』欄は [注]16(大学設置基準校舎面積) に基づき入力しているため、 『計』欄の数値(125,268m ²)には 附属病院等の面積を含まず、 『基準面積』欄の数値 (78,450m ²)には附属病院を含 む。		
	校舎面積計	78,450 m ²	125,268 m ²	0 m ²	0 m ²	0 m ²	0 m ²	125,268 m ²			
	学部・研究科等の名称	室 数									
	医学部・医学研究科	459 室									
	薬学部・薬学研究科	54									
	経済学部・経済学研究科	43									
	人文社会学部・人間文化研究科	53									
	芸術工学部・芸術工学研究科	31									
	看護学部・看護学研究科	37									
	総合生命理学部・理学研究科	25									
	その他の組織等(高等教育院)	1									
	教室等施設	区 分	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設				
	川澄キャンパス教室等施設	12 室	11 室	66 室	4 室	- 室	- 室				
	田辺通キャンパス教室等施設	7	8	3	-	-	-				
滝子キャンパス教室等施設	49	89	70	2	-	-					
北千種キャンパス教室等施設	13	33	16	1	-	-					
図書館・図書資料等	図書館等の名称	面積	閲覧座席数		※総合情報センターは情報処理端末設置のみで、 図書館機能を有しない。						
	総合情報センター	1,027 m ²	- 席								
	総合情報センター 山の畑分館	3,684	219								
	総合情報センター 川澄分館	1,572	115								
	総合情報センター 田辺通分館	951	114								
	総合情報センター 北千種分館	1,034	68								
図書資料等	図書館等の名称	図書〔うち外国書〕	学術雑誌〔うち外国書〕		電子ジャーナル〔うち国外〕						
	総合情報センター	- [-] 冊	- [-] 種		40,403 [38,962] 種						
	総合情報センター 山の畑分館	573,409 [182,405]	6,643 [2,222]		- [-]						
	総合情報センター 川澄分館	131,684 [41,830]	3,479 [1,532]		- [-]						
	総合情報センター 田辺通分館	68,523 [36,193]	1,315 [649]		- [-]						
	総合情報センター 北千種分館	91,027 [23,255]	973 [214]		- [-]						
	計	864,643 [282,692]	12,410 [4,617]		40,403 [38,962]						
体育館	面積										
滝子キャンパス	2,561 m ²										

[注]

- 1 学部・学科、大学院研究科・専攻、別科・専攻科、研究所等ごとに記載してください（通信教育課程を含む）。
- 2 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等を担当する独立の組織や、附置研究所、附属病院等がある場合には、「別科・専攻科等」の欄に記載してください。
- 3 所在地について、2以上の校地において行う場合で当該校地にキャンパス名称があれば、当該所在地の後に「〇〇キャンパス」と記載してください。
- 4 教員組織の欄には、教育研究組織の欄で記載した組織単位で専任教員等及び非常勤教員の数を記入してください。また、上記2に記載した、学部教育を担当する独立の組織がある場合には、組織名は、「学部・学科等の名称」の欄に「その他の組織等（〇〇）」と記載し、専任教員等及び非常勤教員の数を記載してください。なお、その場合は、「基準数（及び「教授数」）」及び「専任教員一人あたりの在籍学生数」の欄は「—」としてください。
- 5 専任教員数の記入に際しては、休職、サバティカル制度等により一時的に大学を離れている場合も専任教員に算入してください。ただし、大学設置基準第11条における「授業を担当しない教員」は含めないでください。
- 6 「非常勤教員」の欄には、客員教員や特任教員等で専任の教員は含みません。
- 7 他の学部・学科等に所属する専任の教員であって、当該学部・学科等の授業科目を担当する教員（兼任）は、「非常勤教員」の欄には含めないでください。また、「専任教員等」の各欄にも含めないでください。
- 8 専任教員、研究指導教員及び研究指導補助教員の基準数については、それぞれ以下に定める教員数を記載してください。
 - ・大学設置基準第13条別表第一及び別表第二（備考に規定する事項を含む。）
 - ・大学通信教育設置基準第9条別表第一（備考に規定する事項を含む。）
 - ・大学院設置基準第9条の規定に基づく「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」（平成11年文部省告示第175号）別表第一、別表第二及び別表第三（備考に規定する事項を含む。）
 - ・「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第1条及び第2条
- 9 「うち実務家専任教員数」「うちみなし専任教員数」の欄については、「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第2条に定める実務家の経験及び高度の実務の能力を有する専任教員（実務家専任教員）、及び1年につき6単位以上の授業科目を担当し教育課程の編成その他専門職学位課程を置く組織の運営に責任を担う専任教員以外の者（みなし専任教員）の教員数を記入してください。
- 10 「学士課程」のうち、薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部・学科等については、「専任教員等」欄に記入した専任教員のうちの実務家教員の数を「備考欄」に記入してください。実務家教員中にみなし専任教員がいる場合は、さらにその内数を実務家教員の数に（ ）で添えて記入してください。

なお、ここにいう「実務家教員」及び「みなし専任教員」については、それぞれ「大学設置基準別表第一イ備考第九号の規定に基づき薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る専任教員について定める件」（平成16年文部科学省告示第175号）第1項及び同第2項に定める教員を指します。
- 11 「専任教員1人あたりの在籍学生数」の欄には、様式2の在籍学生数／本表の専任教員数計により、算出してください。
- 12 「校舎敷地面積」、「運動場用地」の欄は、大学設置基準上算入できるものを含めてください。
- 13 寄宿舎その他大学の附属病院以外の附属施設（大学設置基準第39条第1項を参照）用地、附置研究所用地、駐車場、大学生協用地など大学設置基準上「校地」に算入できない面積は「校地等」の「その他」の欄に記入してください。
- 14 「校舎面積計」の欄は、学校基本調査の学校施設調査票（様式第20号）における学校建物の用途別面積の「校舎」の面積の合計としてください。
- 15 校地面積、校舎面積の「専用」の欄には、当該大学が専用で使用する面積を記入してください。「共用」の欄には、当該大学が他の学校等と共用する面積を記入してください。「共用する他の学校等の専用」の欄には、当該大学の敷地を共用する他の学校等が専用で使用する敷地面積を記入してください。
- 16 「基準面積」の欄は、大学設置基準第37条における「大学における校地」の面積（附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。）または大学通信教育設置基準第10条の校舎等の施設的面積としてください。
- 17 「教員研究室」の欄は、専任教員数に算入していない教員の実験室は記入する必要はありません。なお、複数の助教等が共同して1室で執務する場合は、教員数を室数に換算してください。

認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式2（2022年5月1日現在）

学部名	学科名	項目	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	入学定員に対する平均比率	備考
医学部	医学科	志願者数	673	270	287	284	252		
		合格者数	97	97	97	97	99		
		入学者数	97	97	97	97	97		
		入学定員	97	97	97	97	97	100%	
		入学定員充足率	100%	100%	100%	100%	100%		
		在籍学生数	598	595	599	592	589		
		収容定員	578	580	582	582	582		
		収容定員充足率	103%	103%	103%	102%	101%		
薬学部	薬学科	志願者数	900	801	788	757	856		
		合格者数	98	109	88	98	111		
		入学者数	61	66	63	66	68		
		入学定員	60	60	60	65	65	105%	
		入学定員充足率	102%	110%	105%	102%	105%		
		在籍学生数	398	379	368	362	367		
	収容定員	360	360	360	365	370			
	収容定員充足率	111%	105%	102%	99%	99%			
	生命薬科学科	志願者数	422	414	464	422	443		
		合格者数	72	72	65	77	76		
		入学者数	43	47	42	52	52	108%	
		入学定員	40	40	40	50	50		
入学定員充足率		108%	118%	105%	104%	104%			
在籍学生数		178	170	170	173	184			
経済学部	公共政策学科	志願者数	1,278	1,386	1,124	1,128	1,283		
		合格者数	260	258	259	254	262		
		入学者数	238	245	238	230	247		
		入学定員	230	230	230	230	235	104%	学科選択は2年進級時
	マネジメントシステム学科	志願者数	230	230	230	230	235		
		合格者数	976	984	977	969	978		
		入学者数	920	920	920	920	925		
		入学定員	920	920	920	920	925		
	会計ファイナンス学科	志願者数	106%	107%	106%	105%	106%		
		合格者数	210	243	217	236	282		
		入学者数	65	66	64	63	63	105%	
		入学定員	59	59	59	59	59		
人文社会学部	心理教育学科	入学定員充足率	107%	107%	105%	105%	103%		
		在籍学生数	259	257	259	259	256		
		収容定員	240	240	240	240	240		
		収容定員充足率	108%	107%	108%	108%	107%		
		志願者数	244	270	199	261	230		
		合格者数	74	75	75	73	74		
	現代社会学科	入学者数	70	69	75	69	71		
		入学定員	67	67	67	67	67	106%	
		入学定員充足率	104%	103%	112%	103%	106%		
		在籍学生数	302	302	306	302	301		
		収容定員	280	280	280	280	280		
		収容定員充足率	108%	108%	109%	108%	108%		
国際文化学科	志願者数	267	233	170	239	261			
	合格者数	73	72	73	73	75			
	入学者数	69	69	72	70	68	102%		
	入学定員	68	68	68	68	68			
	入学定員充足率	101%	101%	106%	103%	100%			
	在籍学生数	319	317	314	298	305			
芸術工学部	情報環境デザイン学科	収容定員	280	280	280	280	280		
		収容定員充足率	114%	113%	112%	106%	109%		
		志願者数	150	141	132	159	122		
		合格者数	32	31	32	33	34		
		入学者数	31	30	32	30	30	102%	
		入学定員	30	30	30	30	30		
	産業イノベーションデザイン学科	入学定員充足率	103%	100%	107%	100%	100%		
		在籍学生数	129	127	129	127	124		
		収容定員	120	120	120	120	120		
		収容定員充足率	108%	106%	108%	106%	103%		
		志願者数	124	160	91	139	127		
		合格者数	32	32	32	31	31	104%	
	建築都市デザイン学科	入学者数	32	32	31	30	31		
		入学定員	30	30	30	30	30		
		入学定員充足率	107%	107%	103%	100%	103%		
		在籍学生数	131	131	130	128	130		
		収容定員	120	120	120	120	120		
		収容定員充足率	109%	109%	108%	107%	108%		
看護学部	看護学科	志願者数	221	263	228	298	279		
		合格者数	46	45	44	43	41		
		入学者数	41	42	40	42	40	103%	
		入学定員	40	40	40	40	40		
		入学定員充足率	103%	105%	100%	105%	100%		
		在籍学生数	172	170	168	174	173		
総合生命理学部	総合生命理学科	収容定員	160	160	160	160	160		
		収容定員充足率	108%	106%	105%	109%	108%		
		志願者数	258	235	200	206	214		
		合格者数	85	82	82	82	83		
		入学者数	83	80	81	82	80	102%	
		入学定員	80	80	80	80	80		
		入学定員充足率	104%	100%	101%	103%	100%		
		在籍学生数	329	326	327	327	323		
		収容定員	326	324	322	320	320		
		収容定員充足率	101%	101%	102%	102%	101%		
		志願者数	165	208	263	256	276		
		合格者数	46	58	62	51	59	110%	平成30年度開設
入学者数	40	43	51	45	46				
入学定員	40	41	43	43	43				
入学定員充足率	100%	105%	119%	105%	107%				
在籍学生数	40	80	130	172	185				
収容定員	40	81	124	167	170				
収容定員充足率	100%	99%	105%	103%	109%				

学部合計	志願者数	4,912	4,624	4,163	4,385	4,625	104%
	合格者数	980	997	973	975	1,008	
	入学者数	868	883	884	875	891	
	入学定員	841	842	844	859	864	
	入学定員充足率	103%	105%	105%	102%	103%	
	在籍学生数	3,831	3,838	3,877	3,883	3,915	
	収容定員	3,584	3,625	3,668	3,724	3,747	
	収容定員充足率	107%	106%	106%	104%	104%	

<編入学>

学部名	科	項目	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	備考	
人文社会学部	心理学教育	入学者数(2年次)							
		入学定員(2年次)							
		入学者数(3年次)	2	2	2	2	2		
		入学定員(3年次)	2	2	2	2	2		
		入学者数(4年次)							
		入学定員(4年次)							
	現代社会学	入学者数(2年次)							
		入学定員(2年次)							
		入学者数(3年次)	5	4	6	3	5		
		入学定員(3年次)	6	6	6	6	6		
		入学者数(4年次)							
		入学定員(4年次)							
	国際文化	入学者数(2年次)							
		入学定員(2年次)							
		入学者数(3年次)	4	4	4	4	4		
入学定員(3年次)		4	4	4	4	4			
入学者数(4年次)									
入学定員(4年次)									
学部合計	入学者数(2年次)	0	0	0	0	0			
	入学定員(2年次)	0	0	0	0	0			
	入学者数(3年次)	11	10	12	9	11			
	入学定員(3年次)	12	12	12	12	12			
	入学者数(4年次)	0	0	0	0	0			
	入学定員(4年次)	0	0	0	0	0			

研究科名	課・専攻	項目	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	入学定員に対する平均比率	備考
医学研究科	(修士課程)	志願者数	9	8	7	13	※秋入学は含まず		
		合格者数	8	8	7	12	5		
		入学者数	8	8	7	12	3		
		入学定員	10	10	10	10	10	76%	
		入学定員充足率	80%	80%	70%	120%	30%		
		在籍学生数	20	17	15	16	16		
		収容定員	20	20	20	20	20		
		収容定員充足率	100%	85%	75%	80%	80%		
	(博士課程専攻)	志願者数	22	18	17	18	19		
		合格者数	21	17	15	16	18		
		入学者数	21	17	15	16	18		
		入学定員	15	15	15	15	15	116%	
		入学定員充足率	140%	113%	100%	107%	120%		
		在籍学生数	60	66	68	74	76		
		収容定員	60	60	60	60	60		
		収容定員充足率	100%	110%	113%	123%	127%		
	(機能制御医学専攻)	志願者数	9	17	15	21	7		
		合格者数	9	15	12	19	7		
		入学者数	9	15	12	18	7		
		入学定員	15	15	15	15	15	81%	
		入学定員充足率	60%	100%	80%	120%	47%		
		在籍学生数	56	57	54	54	60		
		収容定員	60	60	60	60	60		
		収容定員充足率	93%	95%	90%	90%	100%		
	(総合医学専攻)	志願者数	17	12	23	12	12		
		合格者数	17	11	22	11	12		
		入学者数	16	11	22	11	12		
		入学定員	18	18	18	18	18	80%	
入学定員充足率		89%	61%	122%	61%	67%			
在籍学生数		78	81	77	68	62			
収容定員		72	72	72	72	72			
収容定員充足率		108%	113%	107%	94%	86%			
(予防・社会医学専攻)	志願者数	3	2	4	1	0			
	合格者数	2	1	4	1	0			
	入学者数	2	1	4	1	0			
	入学定員	4	4	4	4	4	40%		
	入学定員充足率	50%	25%	100%	25%	0%			
	在籍学生数	8	9	9	7	6			
	収容定員	16	16	16	16	16			
	収容定員充足率	50%	56%	56%	44%	38%			

業学研究科	(創薬生命前期科学専攻) (博士前期課程)	志願者数	55	65	44	58	43	99%	改組により、平成24年度に募集停止
		合格者数	44	48	42	51	39		
		入学者数	42	48	40	51	35		
		入学定員	42	42	42	47	47		
		入学定員充足率	100%	114%	95%	109%	74%		
		在籍学生数	88	91	86	85	88		
		収容定員	84	84	84	89	94		
		収容定員充足率	105%	108%	102%	96%	94%		
	(創薬生命後期科学専攻) (博士後期課程)	志願者数	6	9	9	10	1	85%	
		合格者数	6	9	8	10	1		
		入学者数	6	9	8	10	1		
		入学定員	8	8	8	8	8		
		入学定員充足率	75%	113%	100%	125%	13%		
		在籍学生数	26	28	27	32	26		
		収容定員	24	24	24	24	24		
		収容定員充足率	108%	117%	113%	133%	108%		
	(医療機能薬学専攻) (博士後期課程)	志願者数							
		合格者数							
		入学者数							
		入学定員							
		入学定員充足率							
		在籍学生数	1	1					
		収容定員	-	-					
		収容定員充足率	-	-					
(共同ナノメディシ ン)科学専攻 (博士後期課程)	志願者数	0	1	1	0	0	10%		
	合格者数	0	1	1	0	0			
	入学者数	0	1	1	0	0			
	入学定員	4	4	4	4	4			
	入学定員充足率	0%	25%	25%	0%	0%			
	在籍学生数	3	4	5	4	1			
	収容定員	12	12	12	12	12			
	収容定員充足率	25%	33%	42%	33%	8%			
(医療機能薬学専攻) (博士課程)	志願者数	8	13	11	7	5	82%		
	合格者数	8	11	11	7	5			
	入学者数	8	11	10	7	5			
	入学定員	10	10	10	10	10			
	入学定員充足率	80%	110%	100%	70%	50%			
	在籍学生数	35	35	40	39	36			
	収容定員	32	36	40	40	40			
	収容定員充足率	109%	97%	100%	98%	90%			
経済学研究科	(博士前期課程) (経済学専攻)	志願者数	14	21	24	18	20	53%	
		合格者数	5	14	12	11	21		
		入学者数	5	11	10	8	19		
		入学定員	20	20	20	20	20		
		入学定員充足率	25%	55%	50%	40%	95%		
		在籍学生数	17	19	25	22	29		
		収容定員	40	40	40	40	40		
		収容定員充足率	43%	48%	63%	55%	73%		
	(博士後期課程) (経済学専攻)	志願者数	0	0	0	3	3	13%	
		合格者数	0	0	0	2	0		
		入学者数	0	0	0	2	0		
		入学定員	3	3	3	3	3		
		入学定員充足率	0%	0%	0%	67%	0%		
		在籍学生数	3	3	3	3	3		
		収容定員	9	9	9	9	9		
		収容定員充足率	33%	33%	33%	33%	33%		
(博士前期課程) (経営学専攻)	志願者数	28	31	36	43	71	105%		
	合格者数	16	22	18	26	34			
	入学者数	14	21	16	26	28			
	入学定員	20	20	20	20	20			
	入学定員充足率	70%	105%	80%	130%	140%			
	在籍学生数	40	43	43	53	59			
	収容定員	40	40	40	40	40			
	収容定員充足率	100%	108%	108%	133%	148%			
(博士後期課程) (経営学専攻)	志願者数	3	1	5	4	1	80%		
	合格者数	0	1	5	3	1			
	入学者数	0	1	4	2	1			
	入学定員	2	2	2	2	2			
	入学定員充足率	0%	50%	200%	100%	50%			
	在籍学生数	9	6	8	7	6			
	収容定員	6	6	6	6	6			
	収容定員充足率	150%	100%	133%	117%	100%			
人間文化研究科	(博士前期課程) (人間文化専攻)	志願者数	80	78	102	72	61	111%	
		合格者数	53	49	49	39	35		
		入学者数	45	42	41	35	31		
		入学定員	35	35	35	35	35		
		入学定員充足率	129%	120%	117%	100%	89%		
		在籍学生数	91	102	111	101	94		
		収容定員	60	70	70	70	70		
		収容定員充足率	152%	146%	159%	144%	134%		
	(博士後期課程) (人間文化専攻)	志願者数	7	5	1	5	5	72%	
		合格者数	6	4	1	5	5		
		入学者数	5	3	1	5	4		
		入学定員	5	5	5	5	5		
		入学定員充足率	100%	60%	20%	100%	80%		
		在籍学生数	16	16	14	17	20		
収容定員	15	15	15	15	15				
収容定員充足率	107%	107%	93%	113%	133%				

芸術工学研究科	(博士前期課程)	志願者数	29	37	29	45	38	77%	
		合格者数	23	26	19	31	27		
		入学者数	22	26	18	25	24		
		入学定員	30	30	30	30	30		
		入学定員充足率	73%	87%	60%	83%	80%		
		在籍学生数	48	49	43	48	60		
		収容定員	60	60	60	60	60		
	収容定員充足率	80%	82%	72%	80%	100%			
	(博士後期課程)	志願者数	3	6	3	3	1	60%	
		合格者数	3	5	3	3	1		
		入学者数	3	5	3	3	1		
		入学定員	5	5	5	5	5		
		入学定員充足率	60%	100%	60%	60%	20%		
		在籍学生数	14	16	15	12	13		
収容定員		15	15	15	15	15			
収容定員充足率	93%	107%	100%	80%	87%				
看護学研究科	(博士前期課程)	志願者数	37	41	24	37	33	78%	
		合格者数	24	19	15	22	19		
		入学者数	22	17	15	21	19		
		入学定員	24	24	24	24	24		
		入学定員充足率	92%	71%	63%	88%	79%		
		在籍学生数	51	48	41	41	43		
		収容定員	48	48	48	48	48		
	収容定員充足率	106%	100%	85%	85%	90%			
	(博士後期課程)	志願者数	6	8	5	3	8	92%	
		合格者数	5	6	2	3	7		
		入学者数	5	6	2	3	7		
		入学定員	5	5	5	5	5		
		入学定員充足率	100%	120%	40%	60%	140%		
		在籍学生数	15	20	21	21	22		
収容定員		15	15	15	15	15			
収容定員充足率	100%	133%	140%	140%	147%				
理学研究科	(博士前期課程)	志願者数	15	11	13	9	36	71%	令和2年4月に「システム自然科学研究科」から「理学研究科」へ名称変更
		合格者数	14	7	12	8	31		
		入学者数	13	6	10	8	27		
		入学定員	15	15	15	15	25		
		入学定員充足率	87%	40%	67%	53%	108%		
		在籍学生数	31	21	15	19	38		
		収容定員	30	30	30	30	40		
	収容定員充足率	103%	70%	50%	63%	95%			
	(博士後期課程)	志願者数	4	5	6	3	1	64%	
		合格者数	4	3	6	3	1		
		入学者数	4	3	5	3	1		
		入学定員	5	5	5	5	5		
		入学定員充足率	80%	60%	100%	60%	20%		
		在籍学生数	13	8	12	12	12		
収容定員		15	15	15	15	15			
収容定員充足率	87%	53%	80%	80%	80%				
研究科合計	志願者数	355	389	379	385	370	85%		
	合格者数	268	277	264	283	268			
	入学者数	250	262	244	267	243			
	入学定員	295	295	295	300	310			
	入学定員充足率	85%	89%	83%	89%	78%			
	在籍学生数	723	740	732	735	770			
	収容定員	733	747	751	756	771			
	収容定員充足率	99%	99%	97%	97%	100%			

[注]

- 1 学生を募集している学部・学科（課程）、研究科・専攻、専攻科・別科等ごとに行を追加して作成してください。
なお、学部・学科等を追加する場合は、直下に追加しないと集計値がずれてしまうので、注意して下さい。
- 2 昼夜開講制をとっている学部については、昼間主コースと夜間主コースにそれぞれ分けて記入してください。
- 3 学部、学科の改組等により、新旧の学部、学科が併存している場合には、新旧両方を併記し、「備考」に記載してください。
- 4 学部・学科、研究科・専攻等が完成年度に達していない場合、その旨を備考に記載してください。
- 5 募集定員が若干名の場合は、「0」と記載し、入学者数については実入学者数を記載してください。
- 6 入学定員充足率は、入学定員に対する入学者の割合、収容定員充足率は、収容定員に対する在籍学生数の割合としてください。
- 7 入学定員に対する平均比率は、過去5年分の入学定員に対する入学者の比率を平均したものが自動計算されます。
- 8 最新年度の秋入学については別途確認します。
- 9 編入学の定員を設定している場合、上の表（〈編入学〉の表ではない方）の入学定員には、編入学の定員を加えないでください。